

平成26年度予算等審査特別委員会記録（第6号）

○日時 平成26年3月20日
午前10時00分開議

○場所 議場

○出席委員（18名）

委員長	七夕和繁
副委員長	平賀貴幸
委員	飯田敏勝
	井戸達也
	小澤陽平
	金兵智則
	工藤英治
	栗田政男
	近藤憲治
	佐々木玲子
	空英雄
	高橋政行
	立崎聡一
	古都宣裕
	松浦敏司
	山田庫司郎
	山田俊美
	渡部眞美

水産港湾部次長	河野宣昭
総務課長	大島昌之
財政課長	秋葉孝博
保険年金課長	永倉一之
介護福祉課長	児玉卓巳
観光課長	田口徹
観光課参事	武田浩一
港湾課長	酒井博明
下水道課長	吉田憲弘
営業課長	山崎徹
施設課長	佐々木浩司

教 育 長	木目澤 一三
学 校 教 育 部 長	小田島 和之
社 会 教 育 部 長	後藤 伸次
社 会 教 育 部 参 事 監	米村 衛

○事務局職員

議会事務局次長	吉田正史
総務議事係長	岩尾弘敏
係	菊地香代子
係	松山俊
係	田中康平

○議事の概要 別紙のとおり

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議 長	小田部 善治
-----	--------

○説明のため出席した者

市 長	水谷 洋一
副 市 長	大澤 慶逸
企画総務部長	川田 昌弘
市民部長	後藤 利博
福祉部長	酒井 信隆
経 済 部 長	三島 正昭
観 光 部 長	田口 桂
水産港湾部長	鈴木 義雄
建設部長	佐藤 信之
水道部長	今野 哲男
企画総務部次長	岩永 雅浩

午前10時00分 開議

○七夕和繁委員長 おはようございます。

本日の出席委員は18名で、全委員が出席しております。

ただいまから、本日の委員会を開きます。

それでは、早速本日の日程であります特別会計及び企業会計に関する細部質疑に入ります。

なお、関連であります議案第13号についてもあわせて質疑いただきます。

初めに、関連議案の説明を求めます。

営業課長。

○山崎徹営業課長 それでは、議案第13号消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例制定に関して、特別会計及び企業会計所管分について御説明申し上げます。

議案資料2ページから3ページ及び5ページから8ページ、資料3号、4号、6号から9号までをあわせてごらん願います。

改正の趣旨でございますが、消費税率及び地方消費税率を引き上げる関係条例が、平成26年4月1日から施行されることに伴い、当市の企業会計、公営企業を目的とする特別会計等の料金等について、消費税率及び地方消費税率の改定を転嫁していくことから、関係する6条例の所要の改正を行い、また、一部の条例では、端数処理の取り扱いを、条例上に規定する改正をあわせて行うものであります。

改正する条例につきましては、整理に関する条例、第2条の網走市オホーツク流水館条例、第3条の網走市能取漁港水産加工団地汚水処理施設設置条例、第5条の網走市下水道条例、第6条の網走市個別排水処理施設条例、第7条の網走市水道事業給水条例、第8条の網走市簡易水道事業条例の6条例の一部改正であります。

次に、改正の内容でございますが、料金等に係る消費税及び地方消費税について、具体的割合及び額を定める規定から、消費税法及び地方消費税法を引用する規定に改めるものであります。

また、第2条の網走市オホーツク流水館条例、第6条の網走市個別排水処理施設条例の一部改正では、端数処理の取り扱いを条例に規定する改正をあわせて行うものであります。

この条例は、平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

議案第13号に係る企業会計及び特別会計所管分

の説明は、以上でございます。

○七夕和繁委員長 以上で、関連議案の説明を終了します。

それでは質疑に入ります。質問者、挙手を願います。

山田委員。

○山田俊美委員 それでは、予算特別委員会5日目の最後の質問をさせていただきます。

私からは、下水道資源の有効利用、それと、成年後見制度利用支援事業について、二つ、私の最後の質問です。

それで、下水道事業資源有効利用として、下水道汚泥処理過程において発生する消化ガスの再利用可能性の調査として、本年度350万円の予算を計上しております。

そこで、2010年5月に策定されました国土交通省成長戦略では、官民連携により下水道資源の有効利用を進めるとされております。

これを踏まえまして国土交通省では、官民連携による下水道資源有効利用促進制度検討委員会を設置し、官民連携による下水道資源有効利用促進に向けて、特に、MFP、PFI事業、バイオガス、下水熱について、課題を取り上げて、有識者、自治体、民間事業者等により議論を行ったとしております。

2011年8月25日には、本委員会の検討結果を踏まえて、下水道資源有効利用に関する提言をまとめたとなっております。

そのような国の動向から、このたびの予算計上になったと思っておりますが、網走市が調査に取り組もうとしたのは、網走市の下水道汚泥処理の過程において、ある程度の有効利用できる可能性を見出したからと推測します。

調査前ではありますが、正確にはわからないかもしれませんが、有効な資源となる可能性があるのでしょうか。

○吉田憲弘下水道課長 下水道の汚水処理で発生します汚泥は、スラッジセンターの卵形の消化槽において汚泥の減量化を図っております。

消化槽において、汚泥を35度で約1カ月間消化を行っております。有機物の一部はガス化され、汚泥量は減量されます。その際、メタンを主成分とする消化ガスが発生するわけでありまして。現在、再生可能エネルギーとして注目されているところであります。

平成26年度に予算計上しております消化ガス再生利用可能性調査事業につきましては、その消化ガスに着目し、成分分析調査及び再利用可能性調査を実施しようとするものでございます。

現在もその一部は、消化槽の加温燃料として利用しておりますが、発電等の再利用について、四季を通じて成分分析に問題はないか、あと、阻害成分の有無について調査をするものでございます。

○山田俊美委員 今お答えありましたように、一部は利用していると。そして、これからさらに利用できるように調査等をするというふうに理解します。

そこで、この消化ガスが再利用できるのであれば、網走市の経費の削減にもつながる事業かなというふうに思います。

私も消化ガスのことはわからないので調べてみますと、北海道では何件かあると思うのですけれども、江別市の取り組みを見てみますと、汚泥消化槽では、処理の過程で可燃性の消化ガス、いわゆる先ほど言われたメタンガスが発生します。従来は、この消化ガスのうち約55%を汚泥消化槽の加熱用のボイラーの燃料に使っていると。残りの45%は、ただ燃やしているだけで、処分をしていたというふうに言っております。

消化ガスジェネレーション設備は、この余っていた約45%の消化ガスを有効利用して、発電と熱の回収を行うものだというふうにしてあります。この設備は、消化ガスを燃料としてエンジンを動かし、発電するとともに、さらに廃熱を利用して給湯や暖房に同時に使って、エネルギーを有効にするシステムだと。このエンジンは、発電機で1時間当たり250キロワットの発電をさせることができますということです。

この設備によって、平成24年の実績で、浄化センター内の年間電気使用量の24%を賄うことができた。また、発電量を電気料金に換算し、維持管理費を差し引いた節減額は、平成13年度から平成24年度の12カ年の合計で7,491万円になり、年平均では624万円の節減が図られたと聞いています。

こういう例があって、全国的にも調べると、徐々にそういう世界に入ってきているというふうに見ております。

現状、余ったやつは、先ほどおっしゃったので

すけれども、普通に燃やしていると言っていましたけれども、どのような形で処理しているのでしょうか。

○吉田憲弘下水道課長 消化槽を持っている都市においては、水処理施設、当市では、浄化センターと呼んでいますが、それと汚泥処理施設、スラッジセンターは同一敷地に整備されているのが通常でございます。

電力の消費量は、水処理施設が最大でありまして、山田委員の御指摘のとおり、江別市においては、発電した電力は水処理施設と一体として使用されており、それにより、施設全体としての契約電力の低減や使用電力量の縮減に寄与していると思われま。

当市においては、敷地の問題から、浄化センターとスラッジセンターが約1キロほど離れていまして、自己消費によるメリットを最大とすることができないことから、現在においては、消化槽の加温燃料のみの利用としているところであります。

直近3カ年のガスの発生量の平均なのですけれども、約60万立米発生しております。うち15万立米を加温燃料として利用しているのが現状であります。

○山田俊美委員 今おっしゃった中で、60万立米のうち15万立米を使っていると。残りは普通に燃やしているということです。それであれば、これを調査して、有効利用できる形であれば、何らかの施設に使えるかなというふうな、恐らくそういう利用の仕方を考えていると思うのですけれども、もし有効利用できるとしたら、それは、今言った施設以外にも使えるものでしょうか。

○吉田憲弘下水道課長 当市の施設の状況からしますと、消化ガスの有効利用については、現在については、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度、FITを利用した発電を第一として検討したいと考えております。

また、同時に発生する熱の利用についても、消化槽の加温はもとより、有効な利用方法を検討して、下水道汚泥の持つ総合エネルギーの効率を高められるよう進めてまいりたいと思っております。

○山田俊美委員 今おっしゃったとおりのことですけれども、調査をして、有効利用したい。これはすごくいいことだと思いますので、ぜひ有効利用できるような手だてができればいいなという

ことを期待します。

最後に、新聞報道によりますと、国連は、地球温暖化の深刻な影響を回避するには、二酸化炭素の排出が極めて低い炭素エネルギーの割合を2050年までに3倍から4倍にする必要があると言っております。

現在、原子力発電によらない社会をつくるために、火力発電がCO₂を出し続けております。

消化ガスは、バイオガスの一種で、メタン発酵によって精製されます。メタンは、同一量の二酸化炭素に比べて、20倍を超える温室効果係数を持つことから、大気中に放散せず、回収して利用することは、エネルギーの問題でなく、地球温暖化防止の点からも重要であると見込まれます。

網走での取り組みが、その中のほんの一部でありますけれども、ぜひやっていって、成功することを望みまして、この質問については終わります。

それでは、次の質問なのですけれども、成年後見制度利用支援事業であります。

成年後見制度とは、判断能力の不十分な者を保護するために、一定の場合に、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、また、本人による法律行為を助ける者を選任する制度であります。

裁判所の審判による法定後見人と、本人の判断能力が十分なうちに候補者と契約をしていく任意後見とがあります。

その成年後見制度を利用する場合には、調べますと、期間と費用がかかるというふうになっているようです。一般的には、期間は3カ月から6カ月、費用は切手とか印紙で5,000円から1万円です。ただし鑑定を要する場合は、別途、鑑定費用が5万円から15万円かかるとなっております。さらに申し立てするのに、弁護士費用とか、司法書士に依頼するなど、別途報酬等がかかり、この制度を利用するにはお金が結構かかるというふうな形になっております。

特に、これからは高齢化時代に入り、認知症の方がふえていく傾向にあります。そして、社会問題になっていることは皆さん周知の事実であります。

そのようなことにすぐに対応できる成年後見制度を利用する支援事業であります。この成年後見制度利用支援事業を拡充することとなった理由

は、どのような理由からでしょうか。

○**児玉卓巳介護福祉課長** 成年後見制度利用支援事業の拡充の理由についてであります。この支援事業につきましては、従来は、申し立てをする親族がいらっしゃらない場合に、市長申し立てという制度を用いまして行います。

それで、この場合に、市長申し立てに限り、所得の状況に応じまして、申し立ての際の費用及び後見人等が決まってから、後見人への報酬の助成を行ってまいりました。

近年、認知症高齢者が増加していること及びひとり暮らしや高齢者夫婦世帯の増加により、成年後見制度を必要とされる方がますますふえることが見込まれております。

このため、市長申し立てだけではなく、親族申し立ての場合においても、所得状況に応じまして、申し立ての費用、そして、後見人等への報酬を新たに助成対象としますことで、後見制度を必要とする認知症高齢者等の利用促進と、権利擁護を図るために拡充したものでございます。

○**山田俊美委員** 済みません、そちらで答弁しているのにこっち向いていて申しわけありません。

利用の仕方なのですけれども、今言われたとおり、行政というのは、市民のためにいろいろと便宜を図る部分があって、私たち高齢者になっていくうちに、そういうことが起きるときに何らかの手助けをするということでもあります。

今回の事業は、生活保護者などの低所得者という形でやっておりますので、生活弱者を対象にしている事業であるというふうに思います。

先ほど市長が申し立てる以外にも、もっと手助けをしようという取り組みというふうに理解いたします。

今後、今、生活保護者の、弱者という形になっていきますけれども、もうちょっとぎりぎりの、所得があるのだけれども、こういうことを必要とするような方がいた場合、どのような対応をしてくれるのかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○**児玉卓巳介護福祉課長** 拡充によりまして対象となります方は、まずは生活保護世帯の方及び申し立て費用及び報酬を支払うことによって、生活保護における要保護の要件に該当することとなる方及び、この助成制度を使わなければ、この制度自体の利用が困難と認められる方、こういった方

を対象としておりまして、低所得の方につきましては、さまざまな御家族ですとか地域、あるいは関係するケアマネですとか、民生委員ですとか、いろいろな方から相談を受けるわけなのですが、その方の状況をいろいろ御相談をする中で、この制度の利用が必要だと思われる方につきましては、市のほうと地域包括支援センターが中心となりますけれども、必要な助言、指導、援助等を行っております。

○山田俊美委員 今おっしゃいましたとおり、指導、助言とか、お金によらない手助けということをしていただけるということです。当然、生活保護とか低所得の方は、お金がなくてできないという方もあるので、この制度自体はいい制度だと思います。

また、お金によらない、困っている方で、こういう支援制度という形でやっていただければ、大変いいのではないかとというふうに思います。

それで、国全体でいえば、資料、古いのですが、平成22年で、そういう制度を利用している方は、65歳以上の認知症高齢者が280万人と言われて、現在もふえています。そして、65歳以上になると、認知症になる理由には、年齢だけではなく、運動ということも一つの原因もあるのかもしれない。

そこで、網走市が取り組んでいる健康をテーマにした取り組みというのはある程度、的を射ているのではないかと思いますので、支援と、それから健康の形はぜひ続けていってほしいというふうに思っています。

あと、この制度、先ほど言ったように、支援とか助言とか、そういうことも一緒にやっていくということなので、これは将来の方向性として必要だというふうに思っています。

網走市も相当数認知症等、あるいは財産の問題で困っている人もいますので、ぜひその辺を注視しながら、今後、事業を行ってほしいというふうに思いまして、私の質問を終わります。

○七夕和繁委員長 次、高橋委員。

○高橋政行委員 私は、後期高齢者医療制度特別会計の2項目について質問をいたします。

まず最初に、平成24年4月から後期高齢者医療制度が開始され、運営については、北海道後期高齢者医療広域連合が行っているところであります

が、平成26年4月からの保険料や制度の変更点についてお伺いいたします。

○永倉一之保険年金課長 保険料についてですが、被保険者全員が等しく負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額によって決まります。

2年に一度の保険料の改定により、平成26年度、平成27年度の保険料率が、北海道後期高齢者医療広域連合議会において決定されましたが、均等割額は、現行の4万7,709円から5万1,472円となり、3,763円の増額、所得割率は、現行の10.61%から10.52%となり、0.09ポイントの減となります。

なお、平成26年度、27年度の1人当たりの保険料は6万6,265円となり、平成24年、25年度の平均1人当たり保険料6万7,318円と比べて、1,053円の減となります。賦課限度額につきましては、現行の55万円から2万円増の57万円となります。

所得の少ない方に適用されます均等割額の軽減につきましては、9割軽減のほか、8.5割軽減、5割軽減、2割軽減とありますが、平成26年度に2割軽減と5割軽減の範囲が拡大され、また、5割軽減は単身世帯にも該当するようになりました。

単身世帯の場合、年金収入で、これまで203万円までが2割軽減の対象となっておりましたが、10万円ふえまして、213万円までが2割軽減となりました。

また、単身世帯で、年金収入168万円までが8.5割軽減で、これを超えますと、203万円までが2割軽減となっておりましたが、変更後は、168万円を超えて192万5,000円までは5割軽減の対象となり、拡大されたところです。この保険料の軽減の拡大に伴い、1人当たり平均料が下がる一つの要因ともなっております。

○高橋政行委員 2点目に、後期高齢者医療保険料の収納率が非常に高いと伺っております。これはどのようなになっているのでしょうか。

○永倉一之保険年金課長 平成20年度から制度開始されておりますが、保険料の収納率は、平成20年度99.25%、平成21年度99.41%、平成22年度99.38%、平成23年度99.65%、平成24年度99.42%となっており、平成25年度の見込みについても99.5%程度と見込んでおり、平成24年度の全道平均

99.27%よりも上回っております。今後も高い収納率で推移するものと考えております。

○高橋政行委員 10年後には後期高齢者の人口が最高となります。ますますこの制度、つらい批判に耐えてきた制度を大切に保ち続けなければならないと、このように思います。

以上をもちまして、私の質問を終了させていただきます。

○七夕和繁委員長 次、平賀副委員長。

○平賀貴幸副委員長 私からは、流水館特別会計、介護保険特別会計並びに水道事業会計について質問させていただきます。

最初に、流水館の特別会計について伺います。

流水館の会計は、来年度に新しい施設がオープンが迫る状況の中で、大変重要な年度になるのだというふうに思っております。

最初に、流水館の来年度の予算に関して幾つか確認をしたいと思っております。

まず、収入についてですけれども、流水館の来年度の収入が400万円増加する見込みとなっておりますが、これは、入館者数がふえることを見越してのものなののでしょうか。もしそうであるならば、どの程度入館者数がふえるのか、また、その根拠はどんなものになるのか伺いたいと思っております。

○田口徹観光課長 流水館におけます入館料収入についての見込みは、当該年度の入館者数などの状況を考慮しながら、新年度の入館料収入を見込んでいるところでございます。

本年度の当初予算は、入館者数を12万6,000人と想定していましたが、新年度の入館者数は、第3・四半期、12月までの状況で13万2,000人を見込んでいるところでございます。

○平賀貴幸副委員長 400万円の増加は、全額は、入館者の増加ということで間違いはないということですね。それについては理解させていただきました。

次に、他会計への繰入金ですが、1,500万円ほど減少していますが、これについては、入館者数による収入増は400万円なのですからけれども、ほかにどんな理由があるのでしょうか。

○田口徹観光課長 他会計への繰り入れ1,500万円ですけれども、歳入におきまして、繰入金の一
般
会 計 繰 入 金 が 、 前 年 度 当 初 予 算 額 以

670万2,000円に減少しておりますが、歳出の公債費のうち、長期債償還元利金を一般会計から繰り入れで対応しており、新年度は償還金が減少したことに伴い、一般会計繰入金が減額となっております。

○平賀貴幸副委員長 理解をさせていただきます。

次に、支出ですけれども、一般管理費が増額されておりますが、その理由についても伺いたいと思っております。

○田口徹観光課長 一般管理費の増加の理由でございますが、新年度予算においての入館者数は、本年度の入り込み状況を考慮し、前年度当初予算より増加することを見込んでおります。このことに伴う人件費の増加や光熱水費等の管理費の増加及び消費税の増額分も見込んでいるところでございます。

このほか、平成27年度にオープンを予定しております新施設のPR費用なども見込んだことから、委託料の増額となったものでございます。

○平賀貴幸副委員長 PR費用はどこで見込まれているのかなど実は思っていたのですが、そこで入っているところで理解をさせていただきました。

また、新たな施設に移行するための最終年度、大変重要な年度だというふうに思います。PR以外にも、何か特別の事業を実施する予定などがもしあればお示ししたいと思っております。

○田口徹観光課長 新年度におきましては、当面、PRに全力の力を注いでいきたいと考えております。

○平賀貴幸副委員長 それはそれで理解をさせていただきます。ぜひしっかりPRをして、新しい施設が円滑に移行できることを望むものであります。

次に、そもそもの話をさせていただきたいと思っております。機会を捉えてたびたび質問をさせていただいておりますが、いよいよ平成27年度に新たな施設がオープンするというところで、そろそろ具体的な対応が欲しいところだと思っております。

そもそもここは指定管理者で運営をされておりますが、その社長は副市長で、以下、観光部の皆さんが役員として名を連ねている状態になっているのは御承知のとおりです。

通常、指定管理者の役員に、現役の市の特別職

や現職の管理職がついて運営をしていること自体が異例のものだという認識をしなければいけないと思うのですが、この点についてどう考えているのか、改めて見解を伺いたいと思います。

○田口徹観光課長 現在の網走観光振興公社の社長、それから専務、総務課長、参事が、それぞれ市の副市長、観光部長、観光課長、観光課参事が非常勤で兼務している状況でございます。

これは、昨年もお答えしたところでございますが、特別会計の経営上の問題から、このような体制となっているところでございます。

今、委員の御指摘のあったとおり、この状態があるべき姿であるとは私どもも考えておりませんので、とりあえず考えてはいないということでございます。

○平賀貴幸副委員長 そうでなければ困るのですが、新たな施設ができますから、指定管理者には、市の特別職はもちろん、職員が役員として関与するような形をとるべきではないというふうに思います。もしも現在の指定管理者が続けて指定管理を行うようなことになるのであれば、この部分の役員は、当然刷新されてしかるべきであります。

また、それができないならば、別の指定管理者を選定する、もしくは、網走市が責任を持って、直営化して運営に当たるべき事案であります。

この点について、副市長も過去の答弁で、状況の改善については、比較的前向きな答弁をされてきた経緯があると思いますけれども、直前、1年後という形になっておりますので、どうするか伺いたいと思います。

○大澤慶逸副市長 公社の経営につきましては、ここ数年の入館者の減少に伴う厳しい経営状況にあるということと、展望台、流水館の建てかえが大きな山場を迎えていたということがございます。

そういったことから、市と一体となって公社を経営することが、迅速な判断や経費削減にもつながるという観点で、異例の形といたしまししょうか、そういった形で、私のほか、観光部職員が公社の経営の一翼を担っているということで、この1年間、入館者の増に向けて、さまざまな取り組みもやってきたところでございます。

いよいよ新年度から、現地で新しい施設の建設が始まるわけでありまして、来年の8月にはフル

オープンという形で考えておりますので、ここ1年、来年に向けて、大きな山場がまた来ているというふうに考えておりますので、当面はこの形でいかざるを得ないというふうに思っておりますけれども、ひとつ軌道に乗せるところでは、今の形から脱却をして、新たな選任というようなことも考えていかなければならないというふうに思っております。

○平賀貴幸副委員長 どの時期にどう対応するかというのは、そこは政策的な判断を含めての判断だというふうに私も思うところでありますが、一定程度の状況を区切る中で、ここは改善をするべきだというふうに思っておりますので、これについては、引き続き議論をさせていただきたいというふうに思います。

次に、介護保険特別会計の質問に移ります。

まず、介護保険の財政上の見通しを伺いたいと思いますが、2012年の厚生労働省の社会保障に係る費用の将来推計の改定の資料を見ますと、2012年時点での介護給付費は8.4兆円で、対GDP比の1.8%となっております。

それが、団塊の世代が全て75歳を超える2025年になると19.8兆円と、11.4兆円も伸びまして、対GDP比も3.2%まで伸長するということが明らかになっているところであります。

網走市の介護保険財政にも、同じような状況から大きな影響を与えるのだというふうに思いますけれども、現在の状況から2025年時点での財政予測を行うならば、どのようなことが網走市では言えるのか、伺いたいと思います。

○児玉卓巳介護福祉課長 介護保険財政の将来見通しについてでございますけれども、現在、見積もりをしておりますのは、5年間という期間を、毎年毎年見通しを立てております。

その意味では、平成25年までの長期の見通しにつきましては、今後、第6期計画の中で推計、算定することとなりますけれども、現在立てております見通しにつきましては、新年度の予算額、これは保険給付費でございますけれども、約26億8,000万円。

5年間の部分では、自然増、人口増等を見まして、平均しますと2%程度、4,200万円前後の給付費の伸びを想定しておりまして、5年後の平成30年の保険給付費につきましては28億5,000万円、こういった金額で想定をしております。

○平賀貴幸副委員長 急激に人口構造が変化するので、恐らくその伸びでおさまらなくなるだろうというふうに思うわけなのですけれども、介護保険の計画がこれから新たにつくり直される過程の中で、その辺の算定は、当然見直すのだと思うのですけれども、人口の実際の動態を見ながら、介護保険の計画の中では、その辺を見直しながら、計画に反映させていくという考え方でいいのでしょうか。

○児玉卓巳介護福祉課長 第6期計画につきましては、今までの第5期までと異なりまして、2025年までの給付費を推計した上で、そこにどう向かっていくかという算定が必要となってまいります。

そのため、第6期の策定におきましては、人口推計を含めまして、網走市の特殊事情等も考慮しながら、給付費の見込みを立ててまいります。

○平賀貴幸副委員長 約10年間の見込みということですが、実際には、それ以降もふえていく状況がありますので、恐らく今の状況だと、2042年ぐらいまでの推計もある程度しておく必要があるだろうと思います。ピークが2042年のはずですので、そのころまでの推計も、仮の推計にしなければならないと思いますけれども、あわせて6期中でする必要があると思いますので、そこは提言をさせていただきたいと思います。

次に、医療及び介護分野の人材数と労働人口との関係から見ていきますと、2007年の時点の数字ですと、労働人口は6,669万人なのに対して、介護・医療分野全体の人材数というのは385万人と、全体の5.8%を占めている状況にありました。

これが2025年には、労働人口が5,930万人から6,380万人程度、多少減少するのですけれども、減少する程度と予測されて、労働人口も減少している。こういう状況の中で、介護・医療分野全体の人材数というのは551万人から684万人に増加することが見込まれておりまして、全体の8.6%から11.5%というふうに見込まれていて、全労働人口の約1割を占める状況になることが明らかになっています。この人数が達成できないと支えられないという意味にもなりますけれども、このことは、大きく三つの示唆を地域に与えるものであります。

一つ目は、介護人材がまちの労働力の1割程度

必要となるということから、地域経済に与える影響も当然拡大するというのが現実であるということ。

二つ目は、1割の労働力をそこに集中させないと、地域の医療や介護は崩壊に向かうため、人材確保のための手段が必要になること。

三つ目は、網走市への財政的な影響は不可避であることになるというふうに思われます。

こうした状況について、網走市としては、どのように分析し、どのような対処を考えているのか、見解を伺います。

○児玉卓巳介護福祉課長 介護人材の将来的な状況と、その考え方でございますけれども、現段階におきましても、医療含めまして介護の人材というのは、なかなか厳しい状況が続いております。

これにはさまざまな要因もございますが、さらに、将来的なことを考えました場合、今、委員御指摘のとおり、基本的な人口構造という部分が大きく影響してまいります。

このことにつきまして、第6期の計画の中で、どこまで踏み込んだ議論ができるかというものは未定ではございますけれども、可能な範囲で、まず、議論を行うこと及び基本的には、長期的な取り組みとなりますことから、事業所、関係機関等とも幅広く有効な方策について協議を重ねていきたいと考えております。

○平賀貴幸副委員長 これまでの計画の中では、介護をどうやってこの地域へ提供して、支えていくのかということが計画の中心になりましたけれども、今の状況を鑑みると、介護の人材をどう確保し、育成するのかということも計画の中に一定程度盛り込んでいかないと、これはなかなか厳しい状況になるということになるのだと思いますので、ぜひその点も考慮した計画の策定を求めています。

また、そもそも先進国に比べると、実は医療のスタッフが少ないというのが我が国の特徴でありまして、医療分野においては、医療の高度化に対応する医療密度を高めるという必要がありますが、単に医師や看護師の増員を図るのではなくて、医療機関の機能分化と集約化を図りながら、チーム医療を進める必要があります。

一方で、介護の分野は、地域包括ケア、それから在宅医療の理念が必要で、住みなれた居宅や地域で生活することの保障ということになると思

ます。そのためには、保健・医療・介護・福祉・就労、さらには、まちづくりまで視野に入った総合的取り組みが必要となるのが、人口構造の変化から明らかな状況であります。

これからは、現在でも十分に進んでいるとはいえないこの分野の状況は、まず、厳しい状況にあるということを認識するのが必要だと思います。

ここで核になるのは、現状では、やはり介護保険のセクションでありますけれども、新たな介護保険計画の中では、こういった点についてはどのように対応される考えなのか、伺いたいと思います。

○児玉卓巳介護福祉課長 第6期計画の、新年度は策定年度でございますけれども、この第6期の計画の中では、地域包括ケアシステム、ここにはいろいろな柱がございますが、そのうちの大きな柱としまして、医療と介護の連携がございます。

ですので、具体的な内容につきましては、種々これから議論、検討いたしますけれども、地域医療、そして、そこから介護へどうつなげていくのか、現在ももちろん連携はしておりますけれども、さらにそれを太いパイプとしていくために、どのような連携をしていくか、これをしっかりと議論して計画に反映させていきたいと考えております。

○平賀貴幸副委員長 今後はますます医療と介護の連携が深まっていくというか、連携というよりは、どちらかというところと一体化が深まっていくのだなというふうに私は、今回の改定を見ていて思っているのですが、そうすると、現在の市の中のセクションの見直しも、これは必要だなというように感じるところであります。

それはさておき、次の質問に移りますが、今回の介護保険改定のポイントは、地域支援事業の充実であります。

その中身は、市町村が在宅医療連携拠点を整備すること。そして、認知症政策、いわゆるオレンジプランを推進すること。さらに、2015年から介護保険法に明記される地域ケア会議の推進、そして、生活支援サービスの充実強化であるというふうになっていると思います。

特に、重点化と効率のポイントとして挙げていきますと、要支援者及び予防給付のうち、訪問介護、通所介護を市町村の地域支援事業に、2017年

度末までに段階的に移行するというふうにされております。全国一律のサービスから、市町村の多様化を図るということになるのだというふうに思いますが、また、それにあわせて、特養の新規入所者を原則として要介護3以上に限定するとも言われております。

まずは、この点についてどう対応する考えなのか、伺いたいと思います。

○児玉卓巳介護福祉課長 まず、第1点としまして、要支援者の方のサービスの中で、訪問介護、通所介護、ヘルパーとデイサービスの事業、この二つの事業が、今、御指摘ありましたとおり、地域支援事業に移行いたします。段階的とはいえ、第6期の最終年には移行が義務づけられておりますので、新年度の計画策定の中で、きちんとした方向性、枠組みを出して、準備をしなければならないと考えております。

具体的には、既存の事業所のサービスが、まず中心とはなっていくとは思いますが、そこに、現在、市のほうで独自事業として行っております各種の介護予防事業、生活支援事業、こういったものの拡充によって、新しい枠組みをつくり、そして対応してまいりたいと考えております。

もう1点、特別養護老人ホームの入所者の制約につきましては、国の考えとしましては、これは重点化ということで、特養については、特に、中・重度の方の施設ということに重点化すると。

ただし、要介護1、2の方につきましても、機械的に排除するというのではなくて、あくまでも個々の状況を見て、特例的に入所継続、新規入所含めて、これを認めるという考えでございますので、実際には、現状では、そういった要介護1、2の方に対して、入所の制限というのはありませんので、現在も入っていらっしゃる方いらっしゃると思いますが、そういった特例という条件はつきましても、現行で、入所判定の中で、やはり要介護1、2の方につきましても、個々の条件を優先度、緊急度、それぞれ判断しながらの入所となっておりますことから、基本的には大きく変わるものではないと考えております。

○平賀貴幸副委員長 懸念されるのは、国がきちんと財政措置をしてくれるのかということだと思います。その特例措置についても、特例措置をど

の程度使っていくことが国として認めてくるのか、財政措置として、市町村にとって不利益な影響を与えないのかということ、かなり懸念されるところだと思っておりますので、その辺は、いろいろなものを注視しながら、状況を見ていただきたいと思いますというふうに思います。

次のポイントになる部分は、医療・看護・介護の連携強化になります。

まず、地域包括ケアと生活圏域ごとの地域ニーズを把握した事業計画を策定すること。

また、24時間対応の定期巡回、随時対応型のサービスの実施。複合型サービス、これは、小規模多機能と訪問看護ステーションが合わさるようなイメージで、併設型と連携型がありますが、これを創設すること。

そして、機能強化型の訪問看護ステーションを設置するとともに、地域包括ケア病棟、地域包括診療科加算、在宅医療支援病院の設置などが挙げられているところであります。

医療の分野に入ることは、介護保険課では、もちろん答えられる部分は限られていると思っておりますけれども、介護保険の分野で対応する必要のある部分もかなりあります。このことについて、どのような考え方で、改定される計画の中で検討していくのか、伺いたいと思っております。

○児玉卓巳介護福祉課長 今の3点、複合型サービス、それと定期巡回という24時間型のサービス、それと、医療の部分にはなりますけれども、訪問看護の機能強化型の3点ございました。

このうち、小規模多機能型のサービスと訪問看護を組み合わせた複合型サービス、これと24時間の定期巡回、随時の訪問の介護・看護と、いずれも、訪問介護と訪問看護が組み合わさったサービスになりますけれども、これは、平成24年度に新たな地域密着型のサービスとして創設されたものでございました。

現在、第5期の事業計画の期間でございますけれども、第5期の計画策定の中で、この二つの新規事業の取り扱いを検討いたしました段階では、市内の事業所に調査をいたしましたけれども、実施する事業所がなかったこと、それで、この二つの事業については、現在、網走では実施はしておりません。

第6期の策定の中におきまして、また改めて利用者のニーズ調査を行い、また、事業所について

も調査を行います。この中で、いま一度このサービスについて、その必要性と、網走において現実的に実施可能かどうかを再度検討して、対応してまいりたいと考えております。

また、訪問看護につきましては、現在、介護系の訪問看護は市内に4事業所ございますけれども、医療系の訪問看護はもう少し数がございます。ただ、医療系、介護系と報酬体系は分かれますけれども、いずれにしましても、医療と介護の連携という部分では、その差は実質ありませんので、十分な連携がとれるよう、今後に向けて協議してまいりたいと考えております。

○平賀貴幸副委員長 人材の確保も含めて、かなり厳しいものだなというふうに私も認識しておりますが、そうは言っても、これらのサービスが実施されていないと、人口構造が変化する中で、なかなかニーズに対応し切れなくなるだろうということも確かだという認識を持っておりますので、引き続き検討していただきたいというふうに思います。

次に、改定の三つ目のポイントは、介護保険の財政に影響を与えるであろう費用負担の公平化という観点だと思います。

その中身は、低所得者に対する保険料の軽減割合を拡大することでありまして、年金80万円以下の5割軽減を7割に、これは、市町村民税の非課税世帯が該当すると思われまので、推計で65歳以上の約3割に当たるだろうというふうに思われます。

その反面、所得や資産のある利用者の負担は拡大することとなり、現在の想定ですと単身で280万円、夫婦で369万円以上の所得のある場合は、利用料が現行の1割から2割負担になるとされております。

また、補足給付の支援要件に、資産なども勘案されることとなっております。預貯金が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以上は対象外になるともされているところであります。

これらの状況が、網走市の介護保険財政と運用に与える影響はどの程度になると考えられるのか、推計されていれば伺いたいと思っております。

○児玉卓巳介護福祉課長 6期の計画策定に向けての推計になりますので、現段階ではまだ数字的な推計は行っておりませんので、影響は不明でございます。

○平賀貴幸副委員長 影響を推計した時点で、また、これについては議論をしていきたいと思いますが、いずれにせよ、影響というのは決して少なくないというふうに思いますので、こういった部分も含めて、計画の策定に反映させていただきたいと思います。

こうした状況を踏まえて、今後のサービスの展開について伺いますが、より一層今回の改定で、医療面を含めた総合化と、地域で暮らすという仕組みづくりへと方向が進むことがはっきりしたというふうに捉えております。これは、医療面の改定も含めての見解であります。

そうすると、網走の場合、先ほども申し上げたような新たなサービスを拡大しつつ、小規模多機能事業所や、いわゆる宅老所の整備なども進めていくことが必要なのかなというふうに思いますが、新たな計画の中では、どのようなイメージで臨まれるのか、見解を伺いたいと思います。

○七夕和繁委員長 平賀副委員長の質疑の途中ですが、ここで、暫時休憩をします。

午前10時56分 休憩

午前11時06分 再開

○七夕和繁委員長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

質疑を続行いたします。

平賀副委員長の質問に対する答弁から。

介護福祉課長。

○児玉卓巳介護福祉課長 小規模多機能型サービス及び宅老所の整備についての御質問でございました。

小規模多機能型サービスは、御承知のとおり、地域密着型サービスの一つでありまして、通いを中心としまして、泊まり、訪問、この三つのサービスを組み合わせて、在宅生活の継続性を支援するサービスでございまして、現在、網走市内には3カ所が事業を実施しております。また、この3カ所は、いずれも小規模の特別養護老人ホームとの併設という形で事業を実施してございます。

一方、宅老所は、一般的にデイサービスを主体としながらも、時には泊まれたりできるという事業所の名称でございまして、現在、市内にありますデイサービスの事業所の中でも、介護保険外のサービスとして、泊まりも可能とする、いわゆるお泊まりデイサービスを実施している事業所もご

ざいます。

ただし、お泊まりデイサービスにつきましては、利用者がきちんと夜間を含めてケアをされているのか、不安になっていないのか、事故はどうか、そういったことの確認が今後必要となってくるという面もございます。

在宅生活に基盤を置きながらも、安心して、通いを中心として、そして、泊まりも使えると。そして、随時、必要に応じて訪問も可能であるというサービスの形態といたしますのは、その必要性は今後も高まっていくと考えておりますけれども、ただ、その一方で、小規模多機能の事業所単体ではなかなか経営的にも難しいという現実もございます。

網走市の今後において、どういったサービスの基盤整備が必要であり、かつ可能であるのか、ここについては、第6期の計画策定の中でも慎重に検討してまいりたいと考えております。

○平賀貴幸副委員長 一つの地域生活、地域で暮らし続けるための核になるところですので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、やはり地域で暮らし続けるためには、まちづくりとしての仕組みも不可欠になってくる状況だというふうに思います。

いろいろと考えてみて、いろいろな数字を推計してみても、やはり公的なサービスだけで支え続けるにも一定の限界があるだろうというふうに思っております。そうすると、一定程度は、やはりボランティア団体などの活躍も今後さらに不可欠になる状況であろうと推測するところであります。

今後の人口の構造の変化を見通すと、介護サービスを担う団体やインフォーマルサービスを通じて、地域生活を支えていく市民団体などのボランティアも、現状のままでは不足する状況になるだろうと推測しますが、いかがでしょうか。介護福祉課としてはどうお考えでしょうか。

○児玉卓巳介護福祉課長 ボランティア団体の関係でございまして、今回、第6期におきましては、制度改正におきまして、地域支援事業のサービスの提供体制、受け皿という部分が大きな課題となってまいります。既存の事業所や団体に加えて、多様な担い手が必要となってくることは明白でございます。

一方、当市におきましては、従来より他市に比

べて先駆ける形での市民との協働による介護予防事業、生活支援事業、さまざま取り組んでまいっております。

今後におきましては、こういった市民との協働、ボランティア団体との協力関係をさらに発展させていく必要があると考えております。

○平賀貴幸副委員長 既存のさまざまな活動をされている方々は私も承知しておりますし、それについては、すばらしい活動をそれぞれされているというふうに評価するところでありますが、そうは言っても、人口構造が変わる中で、現在の形だけでは多分足りなくなるだろうというのは、やはり不可避だろうと私は思っております。

ここは、市民活動センター及び市民課にも頑張ってもらいたいというふうに思うところなのですが、介護保険の枠の中にも、こうした役割を担うセクションとして、地域包括支援センターがあります。ここは、市民活動センターなどとも連携をしながら、新たな地域支援の開発につながる活動にも取り組んでいく必要があると考えますけれども、基本的な考え方と現状について伺いたいと思います。

○児玉卓巳介護福祉課長 全体的な地域包括ケアシステムを考える中でも重要なことだと考えておりまして、今、御指摘のありましたとおり、地域包括支援センターと市が、まずは中心となって、そこに市民活動センター、ボランティアセンター、あるいはその他関係する団体、こちらとも今後よく協議を重ねていきたいと考えております。

○平賀貴幸副委員長 先を見据えながら、できるだけ早い協議を進めていくことが、この問題の解決にはつながると思いますので、適時実施をしていただきたいと思います。

次に、地域で暮らし続けるためには、権利の擁護というのも大切なことであります。

3月18日の北海道新聞の裏一面に大変ショッキングな記事が掲載されておりました。認知症、欠席裁判で敗訴という見出しで紹介されたこの記事は、認知症の男性高齢者が民事訴訟を起こされ、訴えられていることも認識しないまま、欠席裁判で敗訴する判決が昨年暮れに札幌地裁で言い渡されたというものでありまして、訴えた不動産会社の請求どおり、男性の自宅を競売にかける判決が確定したものであります。男性は恐らく家を失う

ことになります。

高齢化が進む中で、認知症などで判断力に不安のある高齢者は少なくありません。民事訴訟ですから、当事者の判断能力を確認する仕組みも現在は弱いというのが問題の一つではありますが、成年後見制度などによって、自衛する必要性が高いことを、図らずも示すことになった事例だというふうに考えます。

網走市においては、成年後見制度への対応や人材の育成について、今後どのように取り込まれるのか、伺いたいと思います。

○児玉卓巳介護福祉課長 成年後見制度についてでございますけれども、先ほども山田委員の御質問にもお答えしましたけれども、まず、網走市の取り組みとしまして、成年後見の利用の支援制度を新年度より拡充を予定しております。

それとあわせて、現在は、後見人の場合は、専門職後見人と呼ばれる司法書士、弁護士、社会福祉士ですとか、そういった方が中心となるかとは思いますが、新年度におきまして、市民後見人の養成を北海道との共催により実施を予定しておりまして、こういった部分の中で、高齢者の権利擁護という部分で、この成年後見制度が必要とする方に、きちんと利用しやすい環境をさまざまな面から、それをつくり上げていくということを基本に考えてまいりたいと思っております。

○平賀貴幸副委員長 まさに市民後見人がこれからはキーワードになっていくのだというふうに思います。先ほど申し上げたような事例を発生させないためにも、早急に、かつ一定程度の人数の養成が必要ですので、ぜひ積極的に取り組みをしていていただきたいと思っております。

一方で、市民後見人を養成しつつ、支えていくという仕組みの構築が、やはり市民後見人制度を使うためには必要であります。

彼らは法律家ではありませんので、時には間違えることや迷うこと、そして、わからないことも出てくるわけでありまして。その際には、リーガルサポートと呼ばれています法律家などによる市民後見人を支える仕組みづくりも欠かせない状況であります。この点については、それぞれの地域でNPO法人を法律家の方々がつくって、取り組んだりしているような事例もありますけれども、この地域では、特にそういった事例は今のところま

だないのかなという認識であります、この点について、網走市としてはどう考えるのでしょうか。

○児玉卓巳介護福祉課長 市民後見人へのバックアップといいますか、実際の市民後見人が、この制度で活躍されるためには、養成は、あくまでも第一歩でありまして、養成が終わった段階が、実は本当のスタートであると考えております。

リーガルサポートという制度、組織等につきましては、残念ながら網走では、現在そういった団体の活動等はお聞きしておりませんが、この管内といいますか、道内には4カ所の、4地区のリーガルサポートがありまして、網走は、釧路地区が担当範囲になりますけれども、実際の市民後見人の養成後のバックアップにつきましては、やはり網走市内に、後見人の実施機関という形で組織を立ち上げて、実際の運用に当たる必要があると考えております。

ただ、市民後見人の養成がこれからのものですから、その次の段階の部分で、こういった実施機関の設置、そして後見人の活動支援、これについて今後考えていかなければならないと思います。

○平賀貴幸副委員長 養成が終わってからでは少し遅いのかなという気がしますが、養成しつつ、ここは検討して行って、養成後直ちにサポートに入れるという形がやはり望ましいと思いますので、その点については、前倒しで検討していただきたいと思います。

介護保険の関係は、次が最後の質問になりますが、厚生病院の未利用階の活用について伺います。

恐らく病院では、医療関係で活用することを基本として検討を続けていらっしゃるのだというふうに思います。その方向性については、基本的には尊重すべきだというふうに思いますけれども、ただ、そうは言っても、数年間にわたってあき続けるのはいかなものかという声や、もったいないと思うという声もありますし、もちろん網走市の補助が入っている施設でもありますから、何らかの対応が必要だと思います。

もし万が一、医療関係での利用が難しいのであれば、医療的ケアを中心とした介護施設への転用というの、活用方法としてはあり得ると思いますが、どのような考え方でいらっしゃるのでしょうか。

○児玉卓巳介護福祉課長 網走厚生病院についての御質問でございますが、この病院は斜網地区の総合病院で、また、かつ2次医療圏の中では地域センター病院として、地域医療、救急医療の中核を担っていただいております。

この中での利用状況につきましては、網走市としましては、もちろん病院側、あるいは北海道厚生連の運営についてのお考えが第一、基本とはなりますけれども、市としましても、地域医療の中核として、地域センター病院としての利用を優先していただきたいと考えております。

○平賀貴幸副委員長 基本的な考え方は理解をさせていただきました。

引き続き、その状況が改善に向かうような形でのかわりを市としては持っていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

次は、企業会計についてであります。

これは、2日目に伺った質問をもう一度させていただくのですが、障がいがある方々、あるいは母子家庭や高齢世帯などのうち、収入の低い世帯について補助を行っている自治体が道内、道外にも多数ございます。全道35市中では、14市でしたでしょうか、実施されているというふうに認識をしております。

当然、網走市では、生活保護法による保護を受けている世帯の支援も含めて、実施はしていないのだというふうに思いますけれども、消費税も4月から上がり、そして水道料も上がるという状況の中で、全道でも14市で実施されているこの事業についての実施は、検討する状況にもあるのではないかと思います、見解を伺いたいと思います。

○山崎徹営業課長 水道事業につきましては、御承知のとおり、水道水の供給に要する経費を料金という形で、受益者の皆様に負担していただく、独立採算の原則に基づき運営しております。

また、地方公営企業法第21条第2項では、水道料金は公正、妥当なものでなければならないと規定されております。

このことから、一部の利用者に対して割り引きや減免措置を講じるということは、その分の料金を一般世帯に転嫁するということになります。負担の公平性の問題を生じるため、現状では割り引きを講じる考えはございません。

○平賀貴幸副委員長 企業会計としては、ある意味、当然の考え方なのだろうというふうに私も理解をするところであります。

調べてみますと、企業会計自体が補助をしているという形ではなくて、一般会計から補助をするという形がどうやら一般的なのかなと、その自治体によっても違いますけれども、そういうふうに考えます。

そこで、こちらに伺いますけれども、一般会計として補助をする形で実施している市が全道で14市あります。中には夕張市も入っていて、夕張市は御承知のとおり、総務省がさまざまなものをチェックしている自治体でもあります。それで、総務省が了解をして、この制度をやっているのだなというふうに私も認識するところですけども。

それはそれとして、さまざまな負担がふえていく中で、一方で、年金等もふえていかない状況があるわけでありまして。そういったことを考えたときに、生活にとって必要不可欠である水道料の軽減というのは、一定程度考慮して考えていく必要があるのではないかと思いますけれども、現状での検討状況、考え方を改めて、初日は向こうに行行って、それからまた帰ってきたのですけれども、求めたいと思います。

○酒井信隆福祉部長 今回の水道料の減免につきましては、障がい者という一定の対象者に対しての減免ということになりますけれども、低所得者であれば、障がい者、介護認定を受けている方も障がいを持った方でありまして。そのほかにも母子とか、いろいろな家庭の方がおられまして、障がい者を限定にして減免をするということは、日常生活の光熱水費、水道、電気等々含めて、それが減免というか、補助という形で、市のほうが負担をするということは、すぐわないのではないかなと思っております。

○平賀貴幸副委員長 私の聞き方がまずかったので、申しわけないですけども、もう1回聞き直しますが、通常、こういう補助をしているところは、生活保護世帯、母子世帯、それから、今おっしゃった障がい者の世帯、それから、高齢者の世帯で、市民税が非課税などの低所得者の方々を中心にやられているのです。今の答弁だと、全部ひっくりめれば、やってもいいのではないかという答弁に聞こえなくもないのですけれども、改めて、そこを含めての答弁を求めたいと思います。

○酒井信隆福祉部長 今お話しした低所得者の方々、障がい者を含めた等々の方々につきましては、いろいろな制度がございまして、それでいろいろと補助を現在も受けている状況であります。

その中の日常生活の一部を補助をするということは、その中には、補助をするということは、単費でございます。単費ですということは、税金を投入するということで、そうすると、一般の家庭の方が、水道を使っている方が、企業会計ではありませんけれども、果たしてそこに合うのかというようなことになると思いますので、それは、日常生活の水道料については、それぞれの負担で支払っていただきたいなと思っております。

○平賀貴幸副委員長 ここは、どこを割り引きするのか、しないのかというのは、法で決まっているわけでもありませんから、それぞれの自治体の政策の判断になるということは私も理解をしておりますが、ただ、そうは言っても、負担がふえてくる状況の中で、生活の必需になるものの一つでありますので、これについては、一定の検討はされるべきだろうというふうに思います。

また、今回こういったものを調査していく中で、室蘭市と恵庭市のホームページに行き着いたのですけれども、障がいのある方などが受けられる社会的支援について、市役所でやっている独自の制度だけではなくて、それ以外のものもほとんど全て、電話料金の割り引きですとか、さまざまなものが全て網羅されて記載されているというホームページが2カ所ございました。大変見やすく、すばらしいページだなと。

網走市のホームページも、こういうふうなものがあると、実にわかりやすいなと思いたしたので、そういった対応もされてはいかかかということ提言をして、私の質問を終わります。

○七夕和繁委員長 次、金兵委員。

○金兵智則委員 それでは、質問をさせていただきます。

まず、網走港整備特別会計並びに能取漁港整備特別会計について伺います。

両特別会計については、赤字額の減少傾向は続いており、以前から見れば大幅に減少したということは理解いたします。

しかしながら、今後も健全化を推し進めるために、土地の売却の促進を図らなければならないという難しい課題が残されております。これまでも

土地の売却に向けて、さまざまな取り組みが行われているところではありますが、まず初めに、今年度の販売実績と来年度の見込みについてお伺いいたします。

○河野宣昭水産港湾部次長 初めに、能取漁港整備特別会計の分でございます。

土地売却状況、今年度の実績と、それから今後の見込みということで、最近では、御存じのとおり、平成23年度のメガソーラーの誘致によりまして、市有財産会計の所管がえでございしますが、5万3,000平米の処分が行われたところでございます。残念ながらそれ以降の実績はございません。

来年度以降の見込みとしましては、同じく太陽光発電絡みではございますが、数件問い合わせが来ておりますので、そういった方向で売却が進めばということで期待をしているところでございます。

○酒井博明港湾課長 続きまして、網走港特別会計のほうでございますけれども、平成25年度の売却実績は、新港船だまりにおける漁業関連用地の4件でございまして、面積で2,002平方メートル、契約金額では3,640万8,997円でございます。

ただ、このうち2件は、3年から5年の分割納入の方でございましたので、平成25年度の土地売却収入は、今のところ1,572万6,390円となっております。

それから、平成26年度の売却見込みですけれども、今のところ漁業者1件から希望の話をいただいているところでございます。

○金兵智則委員 能取漁港のほうについては、メガソーラー以来なしと、網走港のほうでは4件ではありますけれども、売却が進んでいるといったことについて理解させていただきます。

1点、網走港整備特別会計について、以前の答弁では、全ての土地が売却された場合、黒字になるということでしたけれども、現在でも変わりないか、まず確認させてください。

○酒井博明港湾課長 未売却用地が全部売れた場合の収入が幾らになるかということでございますけれども、網走港の場合は、大面積で購入された方に対しましては、基準価格に対して、最大30%の割り引きの特例を設けております。この基準を最大限適用した場合ですと16億3,100万円となりまして、現在、平成25年度末の繰上充用金の見込

みが14億1,800万円ほどの見込みなのですが、その差額で見ますと2億1,200万円程度の黒字になるということで見込んでおります。

ただ、全ての土地を30%、この大画地で売り切るということは、現実的には起きないだろうというふうに考えております。

○金兵智則委員 承知しました。

土地の売却に向けては、企業誘致ということで、その土地を買ってもらって、そこに企業に来てもらうということも重要になってくるというふうに思います。

商工費のところでも議論させていただきましたけれども、リスク分散のために、道内に進出を考えている企業がふえてきているという状況の中で、網走市としても、今年度から新規の予算を計上し、力を入れていくということでもありますけれども、そのときのお話では、IT関連企業を中心に推し進めていっているというお考えが示されておりました。私としては、そのときにも言いましたけれども、網走としての強みをきちっと整理した上で活動を行ってほしいというふうに考えております。

網走市としては、食を売りにしているまちでありますので、例えば網走港のほうであれば、小麦集出荷施設ができ、管内の小麦のほとんどが集まるという状況になります。であるならば、小麦に関連した製粉工場であるとか、そのようなものも考えていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

同じような取り組みで、十勝でもやられておりますけれども、地元だけでやろうとしていたので、かえって大変苦労したという経過もあります。ですから、ノウハウのある企業を誘致していくほうが良いというような考え方もあります。

関係部署との情報交換を含め、積極的な取り組みを行っていただきたいというふうに考えますけれども、それぞれ見解を伺います。

○河野宣昭水産港湾部次長 まず、能取漁港の工業団地のほうから御説明したいと思いますけれども、企業誘致関連でございします。これに関しては、これまで私どものほうでは、土地売却の促進を図るために用途制限を外したり、それから単価を大幅に下げたり、そしてまた、市のホームページや国、道の協力を得ながら、関係機関のサイト

を利用して分譲の情報を発信しましたり、また、金融機関などの関係機関に、土地の需要の情報提供を要請するなどして、取り組んできております。今後もこういった形で取り組みたいと思っております。

また、さらに、特色としましては、やはり太陽光発電、これにはやはり期待をするところが大きいと考えております。

今後、先ほども申しましたけれども、数件問い合わせがありますし、また、中に1件は、非常に前向きな企業もございますので、そういったことを念頭に進めていきたいと考えております。

○酒井博明港湾課長 網走港の今後の企業誘致の点でございますけれども、委員おっしゃるように、小麦集出荷施設が完成するというので、今後、そういう小麦関連の企業の誘致にも弾みがつくのではないかというお話でございました。今後の誘致の方向性としては、そういう方向を一つの柱に据えていくということも大切なことではないかなというふうに思います。

商工労働課なども中心になって、そういう企業誘致も、アプローチをしているような、そういうお話も聞いておりますけれども、港湾課としても、関連している各課のほうから、また、情報収集などを行いながら対応してまいりたいと思います。

○金兵智則委員 さまざまな観点から、いろいろな情報収集しながら、また、場所によっては、ポイントを絞ったPRというか、企業誘致も必要だと思います。

能取のほうで言えば、メガソーラーの話、数年前から同じような状況だというような状況でありますので、こちらに対しては、もう少し広い意味で、さまざまな観点を考えてもいいのではないかなというふうに思います。

それで、次の質問に移りたいと思います。

次に、国民健康保険特別会計について伺います。

まず初めに、適正賦課対策事業及び収納率向上対策事業について、事業の内容と効果について、どのようにお考えなのか伺います。

○永倉一之保険年金課長 初めに、収納率向上対策事業についてですが、さまざまな事情により、期別どおりの納付が困難なため、毎月一定額を分割で納付する場合などで、臨戸徴収を希望する世

帯に対し、職員が訪問し、徴収しています。税務課納税係の職員が担当しておりますけれども、毎月90件程度ということで、平成24年の実績としましては、国民健康保険料の徴収として713万5,700円、後期の保険料としまして38万2,500円の徴収があったところです。

次に、夜間窓口を開設し、納入や納入相談を行っているところです。

また、全戸配布のフリーペーパーへの広告、商店街での街頭放送による、納め忘れの防止や口座振替のPR、広報の実施を12月と3月の年2回行っているところです。これに伴い、口座振替率が促進されているところでございます。

また、未納者への催告書の送付の実施を行っており、平成24年度の実績は4,462件、平成26年度の見込みとしまして4,500件と見込んでおります。

これらの結果としまして、国保の収納率ですけれども、現年分でいきますと、平成22年度が91.91%、平成23年度が92.98%、平成24年度が93.59%と、滞納繰越分も毎年向上しております。収納率の向上が図られているものと考えております。

次に、適正賦課対策事業についてですけれども、重複適用防止ということで、国民年金2号、3号被保険者で、国保資格を有する者の資格調査を実施しております。社会保険と国保の二重加入を防ぐため、年金情報を活用し、喪失手続の勧奨等を行っているところです。25年の見込みとしましては、延べ250件、平成26年予算で、延べ320件と見込んでいるところです。

また、未申告世帯調査といたしまして、6月に未申告者に対して文書督促、10月にまた催告をいたしまして、12月に最終的に、未申告者の正規の所得の把握に努めるというようなことを行っております。所得の確認によりまして、適正な保険料の賦課に努めております。仮に、所得がないにもかかわらず、未申告となりますと、保険料の軽減が受けられないということもございますので、未申告に対する調査を行っております。

また、退職被保険者、被扶養者の適用適正化ということで、これも年金受給者リストを活用しまして、文書等による聴取を行い、確実な適用に努めております。

そのほかといたしまして、社会保険の加入、脱退に伴う国保の得喪手続の指導でありますとか、

生活保護廃止者への国保の加入指導、社会保険任意継続の確認なり、成人式での制度PRの資料を配布しておりますし、居どころ不明者の調査等を行い、適正な保険料の賦課に努めているところでございます。

○金兵智則委員 詳しい御説明ありがとうございました。適正な管理運用に努めておられるのだなということを理解させていただきます。

次に、特定健康診査等事業ですけれども、来年度予算額が1,808万9,000円で、今年度1,964万4,000円から減額となっておりますけれども、その理由についてお伺いします。

○永倉一之保険年金課長 特定健康診査等事業の受診率についてですけれども、平成20年度制度開始以降、平成22年度までの3年間は順調に推移しておりましたけれども、平成23年度以降低迷している状況でございます。

予算の状況でございますけれども、平成25年度の予算作成上、特定健康診査の受診率の見込みを40%として見込んだところでありますけれども、現実的には、平成25年度で約25.2%ぐらいの見込みというような結果になるのかなというふうに判断しておりますし、そういうことから、決算との乖離があることから、平成26年度予算では35%の受診率で計上しておりますけれども、これも現実的には35%は難しいのかなというふうには、少し思っているところでございます。

○金兵智則委員 受診率40%を目指して予算を組んでいましたけれども、そこには及ばないので、平成26年度では受診率の目標を下げたので減額となったということで理解させていただきますけれども。

1点、来年度の国の受診率の目標というのはどうなっているのか、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○永倉一之保険年金課長 平成26年度の目標受診率ですけれども、平成26年度としましては45%が目標値となっております。

○金兵智則委員 私、以前の一般質問でも述べておりますけれども、特定健康診査は、メタボリックシンドロームが生活習慣病の大きな一因となっているという考え方から、メタボリックシンドローム予防のために、それまでの基本健診にかえて、2008年度から導入されたものということは理解しております。

メタボリックシンドロームの方、予備軍の方を減少させるために、この検査によって、保健指導対象者を的確に抽出、指導を行い、生活改善に向けた取り組みを行ってもらうためのものであり、ひいては、生活習慣病が起因とされる病気の軽減を図るためのものでもありますので、重要な検査だと思われれます。

網走市の受診率は、先ほど25.2%、平成25年度で見込み、それぐらいではないかということでもありますけれども、25年度で受診率40%の目標だったものを35%に落として、それもちょっと難しいのではないかなというような答弁でありましたけれども、それでも、やはりこの受診率の向上を目指していかなければならないというのは、これまで言わせていただいたとおりだというふうに思いますけれども、そのための取り組みについてお伺いいたします。

○永倉一之保険年金課長 受診率向上のための取り組みについてでございますけれども、国の事業を活用しまして、平成22年度に未受診者に対するアンケート調査を実施しております。

受診阻害要因の分析といたしましては、忙しくて時間がとれない、日程や時間帯が合わないといった割合が多数を占めておりました。

平成25年度の対策といたしまして、4月下旬に受診券を送付しております。5月で広報あばしりで周知しまして、昨年8月の下旬には、未受診者に、個別に再受診の勧奨を送っております、5,358名に対して、郵送による個別の受診勧奨を行っております。

また、9月におきましても、広報あばしりで再周知をしているところでございますし、図書館でのパネル展や「伝書鳩」での連載、健康まつりにおいても、パンフレット等を活用して、周知に努めているところでございますけれども、なかなか受診率が上がらないということで、私どももまた一歩進んで、ことしにおきましても、未受診者に対する再勧奨を実施する予定でありますし、平成27年度に向けまして、また、他都市の先進的な事例を見ながら、インセンティブ等の付加についても検討してまいりたいと考えております。

○金兵智則委員 私も以前の一般質問で、インセンティブという話をさせていただいております。受診率を上げるためにさまざまなPR活動、広報活動はされているのかなというところもあります

けれども、他都市を例にしながら、インセンティブに関しても検討いただけたらというふうに思っております。

次に、医療費適正化対策事業について伺いますけれども、まず、事業内容についてお伺いいたします。

○永倉一之保険年金課長 医療費適正化対策事業についてでありますけれども、診療報酬明細書の点数調査を実施し、保険給付の適正化を図るものであります。嘱託職員1名とパート職員1名の2名で、医療費適正化対策ということで、診療報酬明細書による点検を行っております。

これは、北海道国保連合会から配信されますレセプトを全件調査することによりますけれども、そのうち2,018件を再審査請求ということで行いまして、そのうち898件、減額査定されたものでございまして、財政効果額としまして709万3,000円の効果があつたところでございます。

そのほか、第三者に対する求償事務ですとか、労災保険に対する、本人返還請求等も行っているところでございます。

○金兵智則委員 この事業について理解したいというふうに思います。

このレセプトですけれども、網走市としても、これをもとに作成された、国保連から提供されているデータをもとに、訪問指導や疾病分析に活用されているというふうに理解しておりますし、以前、市民の健康管理と将来的な医療費削減に向けての、より効果的な対策をおこなっていくために、レセプトによるデータベースシステムを使用する考えもお示しさせていただきましたが、そのときは、国保連において、システム稼働に向けて準備が進められているという御答弁があつたかというふうに思いますけれども、現状はどのようになっているのか、伺いたいというふうに思います。

○七夕和繁委員長 金兵委員の質疑の途中ではありますが、ここで、昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時とします。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

○平賀貴幸副委員長 委員長を交代いたします。

休憩前に引き続き、再開いたします。

質疑を続行いたします。

金兵委員の質問に対する答弁から。

保険年金課長。

○永倉一之保険年金課長 医療費適正化対策の一環としまして、国保データベースシステム、KDBシステムと言っておりますけれども、平成26年3月24日、間もなくですけれども、稼働することとなりました。

これに基づき、医療と特定健診の結びつき、また、介護情報を含めて、データを分析することによりまして、地域住民の健康課題を明確化することから、それに沿った保健指導等に今後生かしてまいりたいと考えております。

○金兵智則委員 もう間もなく稼働されるということで、より効果的な対策がとれると以前もおっしゃっていましたが、今もおっしゃられていたけれども、それに期待したいなというふうに思いますけれども。

もう1点、電子レセプトによる効果として、ジェネリック医薬品の普及効果があります。以前も紹介させていただいた広島県の呉市の例では、国保被保険者の患者へ処方されている医薬品のチェックが可能となったため、同市では、患者へ処方されている医薬品が先発医薬品で、なおかつジェネリック医薬品への切りかえが可能な場合、患者へ医薬品の切りかえが可能であることを通知する、ジェネリック医薬品促進通知サービスを行っているそうであります。

同市の国保被保険者は、受け取った通知書を医療機関、あるいは調剤薬局へ示すことで、ジェネリック医薬品に切りかえることができる選択肢を持つことが可能となりました。医療費の削減効果も大きかったということでもあります。

網走市としても、呉市のような差額通知サービスを行い、また、市民へもジェネリック医薬品の効果による医療費の削減効果、また、ジェネリック医薬品が現行の医薬品と余り変わりはないということをしてPRし、ジェネリック医薬品への切りかえを推進してみたいかというふうに思いますけれども、見解を伺います。

○永倉一之保険年金課長 ジェネリック医薬品についてでございますが、ジェネリック医薬品は、患者負担の軽減や医療保険財政の健全化に資することから、国も普及に向けた取り組みを進めているところですが、使用するか否かは医師の判断において処方されるものであり、患者にも選択する

権利があり、尊重されなければならないものと考えております。

取り組みとしましては、各種検診事業など、疾病の予防対策による医療費の適正化を推進する一方、平成24年度より網走市においても、ジェネリック医薬品を使用した場合の削減できる差額について、被保険者には通知を行っているところで

○**金兵智則委員** 網走市でも平成24年から差額通知を行っていたということでありますけれども、であるならば、削減効果などを網走市としてPRというか、周知をもうちょっと大々的に行ってみてはいかがかというふうに思いますけれども、その点についてどうお考えでしょうか。

○**永倉一之保険年金課長** ジェネリック医薬品を使用することにつきましては、先ほどもお話ししましたけれども、医師と患者の信頼関係にも及ぶことから、お互いの判断において処方されることが望ましいものと考えております。

ジェネリック医薬品に切りかえた場合の差額の通知につきましては、今後も行っていきたいと考えております。

○**金兵智則委員** おっしゃられていることはわかります。処方されるのは医師の方ですけれども、選択も患者の方もできるということをしっかりと、それを、差額通知を受け取って、なるほどねと患者さんがもし終わっているのであれば、そこから先はないのかなというふうに思います。そこに、ちゃんとした周知の方法なりをとっていてもいいのではないかなということを描べさせていただいて、次の質問に移ります。

最後に、介護保険特別会計について伺います。

代表質問でも述べさせていただきましたが、オホーツク地域の精神疾患の重要な施設である向陽ヶ丘病院が改築され、概要も見えてまいりました。

病床数においては、現在の146床から105床と削減される予定となっておりますけれども、個室、保護室は、現在の24床から41床とふやされることになり、そのうちの保護室も2床から6床と増加となっております。

また、4月からは、改築に先だって、せんだって、物忘れ外来が開設されることとなっております。このような状況から、認知症のケアについては、より強化される見込みであることがうかがえ

ます。

そのような認知症の方々に対して、網走市としては、グループホームなどの入所施設や在宅などでケアされていることと思いますが、それらの施設において、認知症の方々は受け入れ切れているのか、待機者はいないのかについて伺います。

○**児玉卓巳介護福祉課長** 認知症の方の施設での対応及び待機状況等につきまして、まず、現在、網走市内における認知症の方の状況なのですが、国の調査による推計ですと、65歳以上の方の約15%、7人に1人が高齢認知症を発症するという推計がされておまして、これを当市に当てはめると、ちょうど現在、高齢者の方が1万人ちょっとですので、約1,500の方が、軽度の方も含めまして、いらっしゃるということに推計されます。

また、当市の介護認定の申請状況の分析におきまして、認知症の基準を示す自立度というものがあるのですが、その中で、日常生活には支障を来す程度とされる3という段階以上の方の割合といいますのが、分析では23.4%となっております、こちらを現在の介護認定の全体の人数、1,777名おりますけれども、こちらに当てはめると、約415人ぐらいが中度、重度の認知症ということに、まず背景として推計される部分がございます。

それで、お尋ねの施設での対応状況でございますけれども、現在、当市の介護福祉関係の入所施設、入所系のグループホーム、ケアハウスを含めました施設系につきましては、合計で17カ所ございまして、定員で490名の施設となっております。

実際に、2月末の時点では、457名がそこに入所しているという状況で、全員が認知症というわけではないのですが、一定の対応が施設によってされていると考えてございます。

また、その一方で、施設の待機者の状況でございますけれども、過去の状況調査におきましては、特別養護老人ホームと老人保健施設の待機者で313名、さらに、認知症のグループホームの待機者で123名、合計しますと436人という大変多い人数ではあります。

実数としましては、お1人で複数の施設に申し込む方もかなりいらっしゃいますので、ある程度

は減りますけれども、それにしても多い人数の方が待機しているというの、一方の現実でございます。

○金兵智則委員 現在でもかなり多い数の待機者がいらっしゃるのかなというところでもありますけれども、今後、急速に高齢者人口が増加する中、認知症患者数もそれに比例して増加することが予測されるため、市として何らかの対応が必要になってくると思いますけれども、認知症の方のケアについては、どの方向性で対応していくのか、見解を伺います。

また、これらに関しては、平成27年度からの第6期計画においてもしっかりとした方向性を示していくというふうに思われますけれども、その点についてもあわせて伺います。

○児玉卓巳介護福祉課長 今後の認知症のケアに対する考え方、方向性についてでございます。

先ほど委員も御指摘ありましたとおり、4月1日から向陽ヶ丘病院で物忘れ外来が開設されます。この開設につきましては、従来、明生会桂ヶ岡クリニックで、網走では唯一の物忘れ外来の開設がありましたけれども、こちらは週1日という形でしたけれども、向陽ヶ丘病院は週5日、月曜から金曜まで毎日開設されるということで、認知症のケアについては、またひとつ進展であると考えております。

今後の認知症のケアにつきましては、方向性として、まず、それぞれの認知症の方の状態に応じた適切なサービスの提供の流れというものを、市内の関係する介護サービスの事業所はもちろんですけれども、そのほかにも市内には、認知症研究会という団体ですとか、あるいはケアマネジャーや専門職の団体であるケアマネジャーの連絡協議会、こういった団体が活発に活動されております。

こういったところともよくお話をしながら、こういったケアの流れというものをきちんと方向としてつくっていきたいと考えますとともに、基本的な考えとして、従来、認知症の方のケアの部分は、認知症によってさまざまな、生活に支障が出た後の部分、事後の対応、こちらが中心となってきた部分がございますけれども、今後、目指すべき方向性として、それらの発生を早期に、事前に防ぐ、そういった対応、介護予防とも共通いたしますけれども、そういった対応を基

本に置きまして、在宅、施設でのサービスのバランスでございますけれども、これをまた、第6期においてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○金兵智則委員 発生を防ぐ、予防という観点からも、また、発生した後に対してのケアについても、両方についてしっかりと今後議論していくこととございますので、また推移を見守りたいと思います。

終わります。

○平賀貴幸副委員長 次、松浦委員。

○松浦敏司委員 それでは、四つの特別会計について質問したいと思います。

まず最初に、市有財産特別会計についてであります。できるだけ簡潔に伺ってまいります。

潮見住宅団地対策で、昨年、4,580万4,000円でありましたが、本年は5,241万円と、およそ660万円ほどふえておりますが、その理由について伺います。

○秋葉孝博財政課長 松浦委員の御質問にお答えいたします。

潮見団地対策に関する予算ですけれども、対前年度660万6,000円増の5,241万円となっております。平成25年度につきましては、1件の移転補償費を想定しておりましたが、26年度につきましては、1件の移転補償費と1件の時価買い取り予定しております。増額となっております。

○松浦敏司委員 それはわかりました。

次に、平成24年度は、13件ほどの調査対象があるというふうに言っておりますけれども、本年度、平成26年度はどうなっていますか、伺います。

○秋葉孝博財政課長 平成25年度につきましては、13件の家屋調査を実施したところであります。26年度につきましては、11件の調査を予定しております。

○松浦敏司委員 順調に減ってきているのかなというふうにも思います。

次に、平成25年度事業の内訳と見込みについて、また、これまでの事業の総額はどうか伺います。

○秋葉孝博財政課長 平成25年度の決算見込みでございますが、1件の時価での買い取りがございまして、金額では約750万円、家屋の傾き調査が13件で約60万円、合計で810万円の決算見込みで

ございます。

これまでのこの事業に対する累計額でございますが、昭和59年度から平成25年度末の決算見込み、30年間の累計見込みは24億1,949万円となっております。

○松浦敏司委員 大変な金額、多額のお金がつぎ込まれているということがわかります。

そこで、伺いますけれども、新たな、この潮見住宅団地の中での地盤の変化などはありますか、伺います。

○秋葉孝博財政課長 平成25年9月に調査をしておりますが、大きな変化は見られておりません。

○松浦敏司委員 わかりました。

要観察の区域など、今後も一定期間は監視しなければならないというふうにも思います。今後も、終息までどのくらいの年数が必要になると考えていますか、もし予測がつけばお答えいただきたいと思います。

○秋葉孝博財政課長 今後の終息に向けた見通しでございますが、当初、昭和59年度から対応してきた地域につきましては、将来的に買い取りをするということが残っておりますので、さまざま御家庭の事情もございますので、なかなか何年かというめどに立っているという現状にはございません。

○松浦敏司委員 それもわかりました。それぞれ条件があると思います。

今、質問の中で明らかになりましたように、巨額の対策費を投入してまいりましたし、これからもその対策が必要だということでもあります。いずれにしても、この地域に住んでいる住民が納得いくような対応が必要であります。

また、対象の区域外のところでも、土地や建物の評価が下落するなどということも現実に起きているというふうにも聞いておまして、そういった不安を抱いている方も一定数いるというふうにも聞いています。これからどうなるかは不透明でありますけれども、いずれにしても親身な対応が求められているというふうに思います。

この問題は、市の分譲地として、市民が信頼して購入した土地に家を建てた。しかし、数年後にふぐあいが出て、その原因が地盤に問題があるということが明らかになり、分譲した市の責任というのが明らかになったわけです。

この間、24億1,940万円という事業費がかかっ

ておりますけれども、被害を受けている住民への対応はしっかり行うべきであります。

この特別会計については、過去のずさんな土地の造成と分譲によって起きたものであり、過去の経緯からも、この会計には、私どもは反対せざるを得ません。そのことを述べておきたいと思いません。

次に、能取漁港整備特別会計についてです。

今年度も一般会計から2,549万5,000円繰り入れが行われ、繰上充用金という赤字は、現在、6億9,100万円となっておりますが、これで間違いなにか確認したいと思います。

○河野宣昭水産港湾部次長 委員おっしゃるとおり、そのとおりでございます。

○松浦敏司委員 一般会計からの繰り入れで、繰上充用金がこれ以上ふえない、これからも毎年繰り入れをするのだというふうにも思いますが、ここ数年の状況と、平成27年度まで見越して、この繰り入れはどのようにするのか、伺いたいと思います。

○河野宣昭水産港湾部次長 一般会計の繰入金につきましては、今年度の当初予算で2,500万円ほど計上させていただいています。この金額につきましては、土地が売れるといったことがない限り、平成27年まで大体このぐらいの数字でいくのではないかと見通しております。

○松浦敏司委員 そういうことだと思っております。この会計は、いずれにしても、土地が売れない限り繰上充用金が減らないわけです。

先ほどの質問の中でも、土地の売却状況について質問ありましたけれども、数件の問い合わせがあるというような答弁でありました。これは、引き続き売却の努力が必要だというふうに思います。

ただ、簡単にこの土地が売却できるというふうな、現状ではなかなかそういった状況にないというのも、私自身も認識しております。しかし、土地を売らない限り赤字が減らないということでもあります。引き続き努力をしていただきたいと思いません。

そこで、売却可能な土地の面積はどれぐらいあるのか伺います。

○河野宣昭水産港湾部次長 先ほど金兵委員のところでも御説明いたしておりますけれども、平成

23年度以降、土地が売れておりませんので、そのときと状況は変わっておりません。そのとき御説明しておりますが、面積、大体17万平米がまだ残っております。

○松浦敏司委員 わかりました。

それで、現状でいいますと、未売却地がまだ全体の34%残っているように私は認識しているのですが、仮に、この未売却地が全部売れたと仮定した場合に、金額は幾らになるのか、また、赤字は幾ら残ることになるのか伺います。

○河野宣昭水産港湾部次長 先ほどの面積、詳細は17万644平米、これに単価、今現在3,500円になっております。これを掛けますと5億9,725万4,000円となります。それで、今現在の繰上充用金が、赤字額が6億9,133万3,000円と、差し引きマイナス、赤字で9,407万9,000円という数字になります。

○松浦敏司委員 9,000万円を超える赤字が出るということでありました。つまり、債務超過となるわけでありまして、この特別会計というのは、過去最高時でいえば、およそ57億円にまで膨れ上がった時代もありました。そこから見れば、大きく改善はされているとはいえ、その内容としては、純粋な形で土地が売れたのかとといえば、そうではなくて、市有財産特別会計に簿価で売るといような形の中で、この繰上充用金が減ってきたと。

それと、市民の税金を投入することによって、繰上充用金が膨れ上がるのを抑えてきたと、これが実態だというふうに思います。

これも過去の安藤市政の最悪の負の遺産というものでありますけれども、私どもとしては反対せざるを得ません。

次に、網走港整備特別会計について伺います。

重要港湾計画については、日本共産党は、当初から過大な計画だというふうに反対をしてきました。昭和53年の当初の計画目標は、外貿で50万トン、内貿で170万トンで始まり、昭和63年に外貿80万トン、内貿200万トンに上方修正し、変更しました。しかし、平成10年に外貿30万トン、内貿80万トン、大幅に下方修正しました。さらに、平成21年には、外貿20.6万トン、内貿64.6万トンへと、これまた計画目標を下方修正しました。外貿で25%、内貿で32%にまで目標を下げたことになります。

そこで、伺いますけれども、平成25年度の見込み、外貿、内貿の利用状況と、計画に対する利用率はどうなっているか伺います。

○酒井博明港湾課長 まず、現在の港湾計画は、先ほど委員おっしゃるように、平成21年7月に改定したもので、現在、その計画に基づいて進められております。

まず、外貿につきましては、先ほどおっしゃらぬ0.05の計画対目し標し2で0、平成00015年で年ごはました。利用率は42.2%であります。

国内物流である内貿のほうにつきましては、目標64万6,000トンに対しまして、平成25年は27万9,000トンで、利用率は43.2%でございました。

○松浦敏司委員 これは、平成21年度の目標からいって、そうだとということであります。

平成25年度の利用状況というのは、今言われた数字なのですが、しかし、昭和63年のピーク時の目標を見てみますと、それから対比して見ますと、外貿ではわずか10.8%、内貿では16.4%にしかないということになります。ですから、当初の計画がいかにか、この重要港湾計画というのが、過大な計画であったかということがおわかりだと思います。相当数下方修正しても、それに対して半分にも満たない利用状況ということであります。

それで、次に、港湾の背後地にある土地について伺いたいと思いますが、平成25年度の土地の売却は2,002平米と1,572万6,390円ということでありました。

そこで、伺いますけれども、売却可能面積と未売却地は、それぞれどれくらい残っているか伺います。

○酒井博明港湾課長 網走港における現在の用地の状況でございますけれども、まず、売ることができる可処分用地の総面積は、現在22万447平方メートルでございます。25年度末の売却済みの用地の面積は9万7,128平方メートルで、差し引きますと、未売却地の面積は12万3,319平方メートルでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

今のところ、何とか黒字の見込みだろうというふうには思うのですが、平成25年度に若干、先ほど言った土地が売れました。いずれにしても、この重要港湾の土地というのは、網走港整備特別会

計というのは、能取漁港と同じように、土地が売れない限り問題は解決しないということでありませう。

今現在、土地は、去年は売れましたけれども、今まだ大量に未売却地が残っているということでありませう。今は、たまたまゼロ金利政策によって利息が低いために、何とか繰上充用金についても膨れ上がり方がわずかで済んでおりますけれども、これは、利息が上昇すれば、それに基づいてどんどん繰上充用金が膨れ上がっていくという性格を持っています。

その意味では、第2の能取漁港整備特別会計になりかねないという要素を持っていると、私たちはこれまでも指摘しておりました。きょうの質疑の中でも、計画そのものが過大であったということは明らかになったわけでありませう、この計画についても、私どもは反対せざるを得ないということをお述べしたいと思います。

最後に、国民健康保険特別会計について質問します。

医療保険における現物給付原則という言葉は余り聞きなれておりませうが、国民健康保険における現物給付原則とはどのようなことを言っているのか、まず説明していただきたいと思ひます。

○永倉一之保険年金課長 現物給付に対する説明ということですが、医療保険制度における、療養に対する給付でありませう、診療、投薬、手術、入院などの給付を原則、現物給付としているところだす。

現金給付による償還払い方式では、一時的にせよ、経済的な負担が必要となり、医療の機会的均等が確保されないうおそれがあるため、現物給付としているところだございませう。

○松浦敏司委員 いまいちよくわからないのですが、私の認識からいひませうと、本来私たちが病院に行ったときに、診察を受けて、そして、本来はその窓口で直接払うものではないと、結局、保険者が後で病院に7割、本人に3割を請求すると、こういったものが本来のことではなかつたのかと。それはたまたま今、その後のいろいろな状況の中で、直接我々が病院の窓口で3割を払うということになっているのだらうと思ひるので、本来、全くの国民健康保険そのものができ上がったころの原則という意味では、私は先ほど言ったようなことではないかと思ひのですが、それは私

の認識が違ふということだしょうか。

○永倉一之保険年金課長 医療機関に支払ひませう自己負担分につきましては、療養の給付を受けるための受益者負担という観点から定められた制度であるというふうに、現物給付というふうに認識してございませう。

○松浦敏司委員 なかなか議論がかみ合わない。これ以上やっても、なかなか見えてこないのかなと思ひませうが、私も実は、この現物給付原則というのを最近知ったのです。そういう学習会の中で、こういったことが基本の中で、本来はあるのだという中で、あえてこの質問をいたしました。

それで、次の質問に移ってございませう。

国民健康保険料が高いということは、どこの自治体でも問題になっています。定年退職した人たちは、皆さん国保料の高さに驚いてございませう。国保は事業者負担というのがありませうので、そのため、国庫支出金として、国がその分を補填しているというふうには思ひてございませう。

ところがこれが、以前にも申したことがありませうけれども、中曽根内閣の第2臨調までは、国が保険料として50と、これが負担の原則でありませうた。

それが、第2臨調を進める中で、国庫負担を連続して引き下げをしてございませうました。こういう中で、国の負担が減らされてきたと私は認識してございませう。その分が結局は加入者と自治体の負担となつて、今日の高過ぎる保険料になっていると思ひてございませう。このことについて、原課としてはどのような見解をお持ちなのか伺ひませう。

○永倉一之保険年金課長 国の負担が減っている中で、保険料が高くなっているという原課の認識を問うということだすけれども、昭和59年に退職者医療制度が創設されませうして、厚生年金等を受給する国保加入者の医療費は、被用者保険が全額負担とすることとし、それ以外の医療費については、それまで、自己負担分を含む医療費総額の50%を国、定率負担としていたものを、保険給付費の50%分を国、定率負担とすることに見直しされませうました。

平成17年度には、三位一体改革による税源移譲に伴ひませうして、給付費の7%分を国、定率負担から都道府県に移行されませうました。

平成24年度には年少扶養控除等の廃止により、地方の増収に伴ひ、給付費の2%分を国、定率負

担から、都道府県に移行したことにより、定率国庫負担は32%、国調整交付金9%、都道府県交付金は9%となっております。

これらにより、国庫負担率は減少しておりますが、被用者保険の支援、都道府県の負担金、地方財政措置などを加えると、トータルでは、国庫負担分の手当てはなされているものと考えております。

○松浦敏司委員 それもそのとおりだというふうに思うのです。

ただ、今お話にあったように、以前は医療費総額の50%を国が負担していたのです。それがその後、医療給付費の50%を国が負担するということになり、結局、医療費総額の3割をカットしたのが医療費給付費になるわけです。そこで既に30%カットになっているわけですから、そこに50%を掛けるという仕組みになっております。

機械的に全て国が、その分をカットしたというふうにはなりません。今、課長が説明したような形、相当複雑な形になっておりますから、機械的にはなりませんけれども、いずれにしても、そういうからくりもあるのだというふうに私は考えております。

そこで、伺いますけれども、ことし国は、後期高齢者医療の限度額と介護保険料の限度額、それぞれ2万円引き上げるというふうな情報もありますけれども、平成26年度の改正内容について、もし答弁できればしていただきたいと思いますが。

○永倉一之保険年金課長 平成26年度の国保制度の改正の内容につきましてですけれども、1点目につきましては、低所得者に対する保険料軽減を拡大するもので、応益分である均等割と共同割の2割軽減と5割軽減を拡大するものです。

この拡大によりまして、2割軽減世帯は、5割軽減に移行する世帯があることから、現行の830世帯から約660世帯になると見込まれ、5割軽減世帯は、現行の約290世帯から760世帯になると見込んでおります。

2点目としまして、70歳から74歳までの方の医療機関等に支払う自己負担割合の変更ですが、本来2割負担であるところを、国の特例措置によって、平成26年3月までは1割負担となっておりますが、新たに70歳になる方、具体的には昭和19年4月2日生まれ以降、70歳となる方から2割負担となります。

3点目としまして、賦課限度額の見直しです。低所得者層と中間所得者層の負担を軽減し、高所得者層に負担増を求めるもので、後期高齢者支援分が、現行の14万円から16万円へ、2万円の増、介護分で、現行の12万円から14万円へ、2万円の増となり、医療分と合わせて、現行の77万円から81万円へ引き上げとなる政令が公布されております。

4点目としまして、平成27年1月から高額療養費制度の見直しで、現行、70歳未満における区分は3区分となっておりますが、5区分に変更され、所得階層に応じた負担額に変更されました。

また、70歳以上の月額限度額につきまして、1割負担の方も2割負担の方も同じ限度額となっております。

以上4点が、国保における制度の変更となるところでございます。

○松浦敏司委員 いわゆる低所得者に対する対応というのは、相当改善がされているというふうに私も思います。

ただ、まだ網走の具体的な状況に合わせた詳しい内容はわかりませんので、詳しいコメントはしようもありませんけれども、部分的によくなっているものもある。しかし、70歳から74歳の人は、4月2日以降に生まれ、ことし70歳になる人たちは2割になってしまうという。ですから、同じ70歳であっても格差が生まれてしまうということもあります。

いずれにしても、今言われたように、介護保険の賦課限度額、それから後期高齢者、それぞれ2万円ずつ上がるということでもあります。

ですから、結局、国民健康保険料の納付書が7月になれば来ますから、それがこれまでより4万円アップするというところで、最高額81万円になるのだろうと。最高限度額の人たちは、これを8回で払うということです。ですから、1回につき10万円を超える国民健康保険料になります。ここには介護保険あるいは後期高齢も入っておりますけれども、こういった形になって、払うほうにすれば、国保料として認識していますから、いずれにしても、こういう高額な保険料になっているということでもあります。

そういうことから、私どもはこれまでも言っているのですけれども、やはり一般会計から繰り入れをして、何とか保険料の上がるのを食いと

めていく、あるいは下げていく、そういった努力をすべきでないかというふうに思うのですが、改めて伺いたいと思います。

○永倉一之保険年金課長 一般会計からの法定外の繰り入れについての考えということになりますけれども、一般会計からの法定外の繰入金につきましては、検診助成分や福祉医療助成影響分の拡大や出産一時金などとしまして、平成24年度決算で約4,460万円ほど行っております。

法定外繰入金は、市民の税を財源とし、国保加入者以外の市民にとっては、公平性に欠けるもので、本来好ましくはないものと考えておりますが、国保財政の基盤安定を図る上では、この法定外繰入金もやむを得ない措置と考え、実施しております。

平成26年度予算につきましても、検診助成分などの繰り入れ以外にも、葬祭費等についても、新たに法定外として繰り入れを検討したところでございます。

○松浦敏司委員 法定外繰り入れで、一定額あるのは私も知っておりますが、何とか、直接保険料が上がらない、そういった方法をとるには、やはりもう一歩踏み出して、一定の金額を投入し、保険料を抑えていくということが必要だというふうに私は考えています。

旭川市などでは、ことしも行いましたし、昨年も下げると、一般会計からの繰り入れ、億単位でやっております。

ですから、確かに、言われるように、公平性というふうなことで言いますと、そういう部分もないわけではない。しかし、今、国民健康保険に加入している人たちは、全体の3割を超えるだけの加入者がいるわけですから、必ずしもそれは当たらないのではないか。ましてや網走市民の健康にかかわる重要な問題でありますので、そういった点では、市民の理解は得られるのだろうかというふうに思います。

もう1点、医療の高度化に対する国の対応という点なのですが、これは、私は非常に国の責任は重いだろうと。これだけ医療が高度化している中で、それに対する具体的な手だてというのがないというふうに私は思っているのです。そこをしっかりとやることでも、相当国保の医療費負担が変化してくるのではないかと、そのように思うのですが、原課としてはどのような認識をお持ち

か伺います。

○永倉一之保険年金課長 国の対応がなっていないのではないかとということですが、国民健康保険制度は、昨今の急速な高齢化の進展により、医療費は増加の一途をたどり、一方では、構造上の脆弱性から、国保財政の運営は厳しい状況が続いており、このことが結果として保険料の引き上げの要因となっていることと考えております。

このため国は、地方交付税による財政支援や高額医療費共同事業の拡充など、国保財政基盤の強化策を講じておりますが、歳出の増加に対し、保険料負担が追いついていない現状にあります。

国は、国保財政への支援として、平成27年度から保険料の軽減対象者に応じた保険者への支援の拡充を行うとしておりますが、歳出の増加に対する支援は今後も必要と考えております。今後も継続して国に要望してまいりたいと考えております。

○松浦敏司委員 ぜひ国に対して、もっとこの点での力を入れるように要求してほしいと思います。

あともう1点伺いますが、短期証と資格証の発行についてです。

隣の北見市は相当資格証を発行しているようですが、当市は、全体の中から見ても、それほど発行数はないと思うのですが、もし今、資料があれば、平成23年、24年、25年と、資格証並びに短期証の件数について伺いたいと思います。

○永倉一之保険年金課長 初めに、短期証の交付状況についてですが、2月1日現在の数字となりますが、平成23年度が578世帯、平成24年度が489世帯、平成25年度が427世帯となっております。

資格証ですが、平成23年度が41世帯、平成24年度が40世帯、平成25年度が27世帯となっております。

○松浦敏司委員 平成25年度が大きく下がっているという点では、結構だとは思いますが、この資格証を発行している世帯については、一般的に、悪質な滞納者というふうなことを言われておりますけれども、どのような状況があつて資格証を発行しているのでしょうか。

○永倉一之保険年金課長 資格証の発行状況でございますけれども、やはり督促や催告、電話や訪

問をしても全く接触が伴わない、1年以上滞納されている方に対して、事前に文書等をお出ししまして、弁明の機会等も与えながら、発行している状況でございますので、もちろん納入の相談、接触等がございましたら、資格証の発行というような状況にはなっておりません。

○松浦敏司委員 やむを得ない状況ということで、発行しているというふうに言っているのだらうと思いますけれども、前段で私申し上げました現物給付原則のことからいいますと、資格証を発行するという事は、結局、資格証というのは、窓口で全額支払いなさいということになります。それができるだけのお金があるのであれば保険料を払うわけで、そういった何らかの形で生活が非常に苦しく、保険料も払えないということが多分あったり、中には、いわゆる悪質という人もいるのかもしれませんが、いずれにしても、そういった資格証を発行することによって、窓口で10割払わなければならないということになりますと、病院に行きたくても行けない状況に結果としてなると。こうなると命にかかわるということも想像できるわけで、私どもは、やはり資格証の発行というのは、基本的にすべきでない。このことからして、この会計についても反対せざるを得ないということを申し上げて、私の質問を終わります。

○平賀貴幸副委員長 ここで、暫時休憩をいたします。

午後1時52分 休憩

午後2時02分 再開

○平賀貴幸副委員長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

質疑を続行いたします。

飯田委員。

○飯田敏勝委員 それでは、3特別会計と企業会計について質問いたします。

まずは、介護保険の特別会計です。

これは、平賀委員とかなりダブっていますので、要支援者へのサービス廃止なのでございますけれども、私の質問の趣旨は、要支援は市町村任せにされると。今までも介護予防の日常生活支援総合事業で、いわゆる総合事業ということで、前回の法改定で導入されていると。それが予算も少ない中で、メニューが多くされた。今回もそういうよ

うな仕組みそのものは変わらず、サービス削減が最も制限された形で登場したという認識で質問しているのです。

特に、要支援というからには、網走の介護保険の中での要支援の1、2の人数というのは、今現在どの程度になっているのでしょうか。

○児玉卓巳介護福祉課長 2月末現在の要支援1、2の方の人数でございますけれども、全体の要介護認定者数1,777名おりますけれども、そのうち要支援1の方が254名、要支援2の方が291名、合わせまして545名の方でございます。

○飯田敏勝委員 全体で1,777名の認定者のうち545名というと、3分の1弱になるのですけれども、これだけの人がサービスが廃止されるということなのですけれども、代表質問でも答弁いただいた中では、詳細については、国からのガイドラインに基づいて規定されているので、今後は要支援のサービスが低下しないにしていくだとか、本当に現在のサービスと同質のものを提供する場、介護事業者のサービスが落ちるのだけれども、そうでないような仕組みを考えていくということなのですけれども、今回のこの事業というものは、全ての自治体で、全ての要支援者に押しつけるというのが今回の特徴なのです。

前回の法改定で導入された、いわゆる総合事業というのは、各市町村で、国から導入されたそのものをやっている自治体というのは全く少なかったのですけれども、網走も同じサービスをその中に入れてやったという経緯があります。

代表質問のとおり、低下しないようにしていくということが、サービスの削減なく本当に行われるのか、その辺をもう一度確認したいと思いません。

○児玉卓巳介護福祉課長 代表質問でもお答えをしましたが、平成27年度から要支援者の方へのサービスの中で、訪問介護と通所介護、ヘルパーとデイサービスのこの二つのサービスが地域支援事業として、段階的ではありますけれども、移行されます。その中で、事業所の指定の基準ですとか、事業費の単価、そういった費用面の設定は市町村が決定するというように予定されております。

まず、サービスという部分につきまして、要支援者の方のサービスにつきましては、地域包括支援センター等が、利用者の意向や状態を踏まえ

て、ケアマネジメントを行い、そして適切なサービスの利用を進めるという形になっておりますけれども、この部分に関しては、これは何ら変わるところはございませんので、制度移行後につきましても、ケアマネジメントによって、必要性がきちんと認められる状況であれば、必要に応じて既存のサービス、従来使っていたサービスと同等のサービスの利用が可能となる仕組みを検討していきたいと考えております。

なお、要支援の方に限るわけではありませんけれども、特に要支援の方につきましては、時間の経過に伴いまして、自立に向け改善する場合もある一方で、悪化する場合ももちろんございます。その時々の状態像に応じた適切な支援が行われることが、まずもって重要であり、必要に応じた適正なサービスが利用できるような仕組みを検討してまいりたいと考えております。

○飯田敏勝委員 代表質問の答弁でも今の答弁でも、そう大きくは変わっていないくて、大丈夫だということです。これ以上、私は、質問の答弁を見る限りでは、大丈夫と判断せざるを得ないという、もっと具体的にやりたいのですけれども、これはこれで、そういうような答えを承ったということで、次に移りたいと思います。

これも特養ホームの入所要件の変更です。

これも御答弁では、要するに要介護1から5までは、差がなく現在は入れまして、特に、その中の3以上に限定して、今度、1、2を除外していくということなのですけれども、御答弁では、3で入所して、1、2に改善しても特例要件に該当した場合、継続入所されるとか、現在の入所基準では、1、2の方は、個々のやむを得ない状況を総合的に考慮した中で入所決定しているのです、改定後も現在の対応と変わらないということなのです。

これで本当に大丈夫かということなのですけれども、現在、今度の法改定で、新規入所者を要介護3以上の中・重度者に重点化すると。1であっても、そうなったときに、今度、中・重度者に重点化するということがどんな形で出てくるかとなると、いわゆる特例要件というものも答弁でありました。

特例要件に絡んで、先ほど平賀委員も、国の財政支援が重要な鍵を握っているということをおっしゃったのですけれども、本当にこれらの答弁に合致す

るようなものかどうか、もう1回ちょっと確認したいと思います。

○児玉卓巳介護福祉課長 特別養護老人ホームの要介護1、2の方が入所する際の特例要件についてでございます。

今後、詳細については、国で検討し、示されるというふうになっておりますけれども、参考例としまして、こういった場合が該当するのでしょうかと考えたときには、一つは、認知症高齢者の方で、常時の見守り・介護が必要な場合、あるいは知的もしくは精神の障がい等も伴い、地域での安定した生活を続けることが難しい場合、あるいは家族等による虐待が深刻な状況にありまして、身の安全・安心確保が不可欠である場合、このような要件が考えられると思われまます。

○飯田敏勝委員 そこで、私は、特例要件の判断で大きな認識の違いがあるのです。

現在、特養の入所者に占める要介護1、2の、網走での割合というものはどの程度になっていきますか。

○児玉卓巳介護福祉課長 2月末現在の特養への入所者の中で、全体では129の方が入所しておりますが、そのうち要介護1の方が5名、2の方が8名、合わせて13の方が、現在、特養に入所していらっしゃいます。

○飯田敏勝委員 ということは、1割と。全国平均でも1割から1割半。北海道は特に高く、2割。北海道全体の平均では2割ということをおっしゃっています。

入所理由は、今でも、介護者不在だとか、介護困難だとか、住居問題等で60%、それから、認知症の徘徊、異食行動、不潔行動だとか、さまざまな認知症の周辺症状と言っていますけれども、その他の理由による判断力低下、喪失で21%、合わせて81%以上の方が入所できる要件を備えているのです。

これを、こういう要件があるから、1、2でも今まで入所できていたのですけれども、今度、3以降でないといふのでございますけれども、今まで1、2の人はいられるということになると、要件は備えているのに排除されることが目に見えているのと、こういうような要件が特例要件の中に入るとはならないかということになりますと、ちょっと判断としては、どのような判断を原課ではされていきますか。

○児玉卓巳介護福祉課長 今、委員から御指摘のありました、現在の入所者の状況、例えば介護者の不在ですとか、認知症のさまざまな周辺症状、こういった部分につきましては、先ほどお答えしました特例要件、確定したものではありませんけれども、例えば認知症高齢者の見守り・介護が必要であるですとか、そういった部分に該当してくる部分があると私どもでは考えております。

○飯田敏勝委員 こういう計画を策定した厚生労働省は、実際、施設から地域へということで、その受け皿として、サービス付き高齢者住宅を強力に今、推進しようとしているのです。これは当然、要介護1、2を特養ホームから排除することだと思うのですけれども、これではとてもサービス付き高齢者住宅というのは、低所得者はとても入れないというような現状がありますので、御答弁と私たちの認識の乖離もあるのですけれども、答弁を信じて、次に進みたいと思います。

次は、後期高齢者医療特別会計です。

これは、高橋委員も質問しまして、保険料等の御答弁があったのですけれども、全道では72万人以上の方が参加しています。網走でも5,000人以上の方がいるのですけれども、2月24日に、道の後期高齢者広域連合の議会というものがあって、結果は、新聞報道等では、平均すれば1人当たりは下がったということが言われているのですけれども、私たちの認識の中では、低所得者層を中心に4割の加入者が引き上げになると。それで、先ほど御答弁の6万6,265円になって、1,053円引き下がったと。だけれども、均等割部分が5万1,475円で、7.89%増に引き上がって、差し引いても被保険者の4割が保険料アップとなったという現実があります。

網走の保険料はどうなるのかというのと、まず、下がったのなら、その要因はどういう要因なのか、お聞かせください。

○永倉一之保険年金課長 網走市における後期高齢者の保険料についてですが、平成25年度現在の1人当たり保険料は6万7,472円で、平成26年度の1人当たり保険料見込みとしましては6万7,395円と、77円ほど下がっております。

その要因としましては、保険料の上昇を抑制するために、北海道後期高齢者医療広域連合の剰余金と北海道の財政安定化基金、合わせて124億

1,000万円を活用したことや、保険料の軽減が拡大されたことによるものと考えております。

○飯田敏勝委員 いわゆる多額の剰余金の発生ということは、後期高齢者の医療給付費の見通しが下回ったために剰余金ができたとということです。下がったけれども、均等割に移行せざるを得なくて、その部分が上がったというのは、財政安定化基金の取り崩し額が低過ぎたのではないかなというようにも言われています。

次に、この保険料は、加入者が等しく払う均等割と、所得に応じて払う所得割の合計があります。その比率が現在の52.5対47.5が55対45になるということは、今までの御答弁の中でも示されています。

いわゆる全道平均の1人当たりの均等額は5万1,472円で、3,763円増加しています。一般的に所得割は、所得から33万円を引いた額に10.52%を掛けるのですけれども、低所得者を対象に、延べ49万人の負担軽減措置を講じた結果、全道で、1人年額6万6,265円になったとあります。

網走は、全道と同じ傾向か、また、保険料が全道平均より高いというような要因はないか、お示してください。

○永倉一之保険年金課長 1人当たり平均保険料が全道平均より高いことにつきましては、網走市の被保険者の所得が全道平均の所得よりも高いことによるものと考えております。

前年度よりも下がっていることにつきましては、全道と同じ傾向であると認識しております。

○飯田敏勝委員 これは、広域連合の資料のほかに、北海道新聞でも載ってまして、後期高齢者医療の来月からの保険料、これは全部、単身で、年金収入だけの場合の新保険料のモデルケースという形でやっているのですけれども、実際この保険料のモデルケースを見ますと、80万円から214万円の間なのです。年金そのものというのは、そう高くない、もらっても214万円を上限にしているのです。

軽減措置のうち、均等割軽減で9割と8.5割、2割軽減なしの一部が上がりました。それが4割、保険料が上がったことになるのですけれども、網走でもこの傾向は変わらないのでしょうか。

○永倉一之保険年金課長 網走市におきまして、4割の人が上がるといった割合については把握で

きておりませんが、保険料の軽減の拡大に伴う対象者の見込み割合は、北海道全体と同じ割合となっていることから、同じ傾向にあると考えております。

保険料の軽減の拡大に伴います5割軽減対象者は、平成25年度の当初賦課時に比べまして、146人から423人へふえておりますし、2割軽減対象者は497人から447人へ減ることが見込まれております。

○飯田敏勝委員 ここでそう言っても、なかなか実態というものは推定でしか今回わかりません。恐らく調べるのもかなりの時間がかかると思います。

そこで、先ほども御答弁あったのですけれども、賦課限度額が55万円から57万円に上がった影響はありますか。

○永倉一之保険年金課長 現行では、所得506万5,000円以上となりますと、55万円の限度額となりますが、改正後は、所得525万9,000円で57万円の限度額に到達します。網走市においては、平成25年度当初賦課時において、64人が対象者となっております。

○飯田敏勝委員 賦課限度額そのものは、対象者が少ないということで、直接的には大きな影響はないと思うのですけれども、賦課割合の変更で、低所得者の負担増があるというのですけれども、年金の少ないほうで負担増が出るということが言われているのですけれども、実際、網走でも9割軽減と8.5割軽減層で、負担が、この表では400円なり600円なりとあるのですけれども、これらの人数は、網走の推定で、どのぐらいの人数を占めて、全道と同じように上がるという認識はいかがですか。

○永倉一之保険年金課長 後期高齢者の加入は毎年増加しております、平成26年度の網走市におけます9割軽減対象者は1,306名、8.5割軽減対象者は1,091名と推測しておりますが、この方々に対する負担増は、9割軽減対象者で、1人当たり年間400円の増、8.5割軽減対象者で、年間600円の増加となっております。この階層の負担増額を計算しますと約117万7,000円と見込まれます。

○飯田敏勝委員 言ってみれば、今の御答弁の人数を合わせますと2,400名、4割以上になるのですけれども、結果的には弱いところにも非常に負担が来ると。全道的には、1人当たりは安くなっ

たのですけれども、弱いところにもしわ寄せがいくということですか。

実際、市民への周知はどのような方法を考えていますか、行政としての責任説明を果たすための説明会ですか。

○永倉一之保険年金課長 市民への周知についてでございますが、北海道後期高齢者医療広域連合としましては、第1段として、新聞の広告に掲載し、これから、今後、新聞の折り込みチラシを作成し、周知することとしております。また、改正版パンフレットを作成し、個別に送付することとしております。

当市としましても、市の広報紙でお知らせするとともに、ホームページにも掲載し、周知を図っていきたいと考えておりますし、保険料通知時におきましても、独自にチラシを作成し、同封することを考えております。

また、要望がありましたら、宅配トーク等により出向いていきたいというふうにも考えております。

○飯田敏勝委員 介護保険と違いまして、この後期高齢者は年金から天引きされるのですけれども、申し出すれば口座から振替できるという制度でございます。そういう通知などもあわせてやるということでしょうか。御答弁はいいです。そういうことでやっていただきたいと。

次に、75歳以上の方が、市長は健康を標榜しているのです、元気にやって、重症化を防ぐと。予防するためには、検診は欠かせないのですけれども、網走は、平成22年度9.3%、23年度9.35%、全道では10%、11.16%、全国では23%と24%になっていたのですけれども、24年度は幾らでしたか。

○永倉一之保険年金課長 当市における後期高齢者の検診の受診率ですけれども、平成24年度は9.68%となっております。

○飯田敏勝委員 まだ10%にいておりません。全道の目標は15%なので、せめてそれを目標にして、担当課としての対策は何か考えていますか。

○永倉一之保険年金課長 受診率につきましては、徐々にではありますものの、毎年向上はしておりますが、全道平均には達しておりませんので、取り組みの強化が必要と感じております。

現在、保健センターでの集団検診や医療機関での個別検診については、受診する方に対し、受診

券を発行し、郵送等により渡しておりましたが、平成26年度からは、個別に直接受診券を送付することとしまして、受診のしやすい体制を図ってまいりたいと考えております。

○飯田敏勝委員 10%目前なのですけれども、15%が目標ですので、それに向けて、私はもっともっと精力的、意欲的にやっていただきたいと思っております。

次に、滞納についてなのですけれども、発生状況と処理状況をお知らせください。

○永倉一之保険年金課長 滞納額の発生状況ですが、平成22年度は272万7,000円、平成23年度は191万8,000円、平成24年度は240万6,000円となっております。平成24年度現年分では、34名のうち2名が年金収入18万円未満の方で、残りの32名の方は、それ以上の方であり、保険料の軽減がかからない方は24名いる状況です。

差し押さえの件数につきましては、平成22年度が6件、平成23年度が2件、平成24年度が2件となっております、今現在はありません。

○飯田敏勝委員 これは、全道的にはかなりふえてはいるのですけれども、網走では、差し押さえ件数は減っています。悪質な、預金が100万円とか200万円とかあって、納められる能力があるのに払わないというのは論外なのですけれども、全道的にも、わずかな預金でも差し押さえてしまったという例が各地で見られるので、減ってはきていますけれども、あくまで機械的でなくて、納入相談を前提に行ってもらいたいと思っております。

いずれにしても、この制度が実施されてから6年たちました。もともと廃止される制度だったのですけれども、政治的、政策的に先送りされてきたものであって、高齢者の医療費と公共の負担を抑制する制度なのです。実施を重ねれば重ねるほど矛盾が出てきて、結果的には高齢者を困難に追いやると。介護保険料の話も出ていました。それから、今、4月1日から消費税の増税もあります。

この制度は、本来廃止されるべき制度なのですけれども、先ほど政治的な問題で存続になった制度なので、私はとても認めるわけにはいかないということで、次に移りたいと思っております。

次は、流氷館の特別会計です。

議論は観光の部面でもいたしました、一つに、あのおきも若干言ったのですけれども、現在

の流氷館、建てかえを前にして、1年ちょっとあります。やっぱり対流型、滞在型につながるソフト事業をどうやるのかということです。

入館者が平成24年度、25年度が増加したとはいえ、厳しい状況にあることは変わりないと思っております。やっぱり今の課題に対応したソフト事業の面の事業を試験的に企画して実施して、改善していくことが、新規開館に向けて私は必要ではないかと思っております。

例えば、私どもも12月議会で言いました大曲湖畔園地のライトアップを活用した夜型の集客イベントの開催や、本物の流氷なり、夏場では製氷の氷を使った氷の彫刻の創造的体験とか体感などを試行的に考えられないのか、お聞きしたいと思っております。

○田口徹観光課長 オホーツク流氷館の運営にかかわるソフト事業の充実でありますけれども、今年度におきましては、春には南極の氷展示、それから南極のパネル展や南極食の提供、それから、女性をターゲットとしたセラピーフェスタ、子どもをターゲットとした本の読み聞かせやクリオネの折り紙づくりなど、これらの体験、それから、ニポネと遊ぼうなどの取り組みを行ってきたところでございます。

また、ゴールデンウィークの期間、それから夏休みの期間、冬休みの期間には、網走市の「みんなも一緒に来て、見て」キャンペーンとして、市外から網走を訪れた親戚やお友達など、お客様を流氷館に連れてきていただいた網走市民の方の入館料を無料にするキャンペーンなども行ってきたところでございます。

委員が今おっしゃいました大曲湖畔園地からのライトアップとか、それから氷を使った体験ということなのですけれども、展望台からの大曲湖畔園地のライトアップを見ることも工夫したいというふうに考えておりますが、現在のライトアップは、展望台から見ることは難しい状況となっておりますので、さらに研究をしていかなければならないかなというふうに考えております。

氷彫での体験、体感は、修学旅行などのメニューとして効果的な事業であると考えているところでございますが、実際に当たっては、のみの扱いなど危険な問題もあるということが考えられてまして、今後いろいろなことを指定管理者と相談しながら取り組んでいきたいというふうに考えて

おります。

○飯田敏勝委員 まずは試行的にやるような研究ということはありませんけれども、やはり網走に来て、よくて、滞在が長くなって、そこに泊まっていくというようなことが主たる条件になると思いますので、もっともっと新規開館に向けて、今の流水館の体制の中でもしっかりとやってもらいたいと思います。

次に、予特でも質問しましたがけれども、天都山エリアでの連携できるさまざまな施設と、ソフト事業での連携・協力なのですけれども、どのように考えているかということと、流水館の基本構想の中でも、教育的、文化的な視点からの活用というようなこともありました。

それであるならば、北方民族博物館と網走監獄博物館とのソフト事業を通じての連携は私は可能でないかなと思います。そういう意味でも、どのようなことも含めて考えているのか、それとも、これからこの施設と協議してやる方向を持っているのか、その点をお聞かせください。

○田口徹観光課長 天都山は、エリアとしてアピールしていかなければならないというふうには考えておまして、主要施設、他の民間の飲食店なども含めまして、施設の種類を問わず、一体的な取り組みを進めていきたいというふうに考えております。その中で、主要施設とソフト事業についても、当然考えていく必要があるというふうに考えております。

エリア一体化に向けてどのような姿を目指していくのか、これから関係者と十分協議をしていきたいというふうに考えております。

また、教育的、文化的な視点から、北方民族博物館や網走監獄との連携でございますけれども、過去には、共通入館券とかをつくったり、そのような取り組みをやっておりますけれども、現在、これといってやっているものもございませんので、今後また進めていくよう、お互いに天都山エリアの魅力を高めるということを考慮しまして、関係者と協議していきたいというふうに考えております。

○飯田敏勝委員 この種の事業、特に、共通しているのは、北方民博では学芸員がいます。網走監獄博物館も学芸員を配置しています。この手の施設でよく話題になる山の水族館も学芸員がいる施設です。流水館はどうかといいますと、景色の美

術館ということですから、学芸員がいても私は不思議ではないというような思いはします。

明確な共通な事業の開発も私は可能ではないかと思えます。建てかえに向け、滞在型、滞留型のソフト事業を、知恵を絞って私はやるべきだということを、ここは指摘しておきます。

次に、流水館の運営状況なのですけれども、先ほど平賀委員のときに、償還だとかそういうことがありました。いずれにしても、平成28年度まで、額はともあれ、まだ続くということです。オープンしても返済しなければならない厳しい特別会計というような認識をしております。

26年度の収入は5,438万4,000円計上していますが、先ほどの御答弁でも、予定を12万6,000人から13万2,000人にしたと。私はこの13万2,000人を想定して、計画では、現在は500円から、割り引き等の平均の400円を掛けた金額が5,438万4,000円だと思います。建てかえ基本構想で、20万人想定の入館料見込みは、600円を設定して、割り引き等の平均を引いた金額が500円で、それを掛けた収入が1億円です。

割り引き等は、現在までを見ますと、大人、小中学生の割り引きは、その他の割り引き、招待等を勘案して出てきた数字と聞いております。実際には、新規開館時に600円が妥当でないとなれば、収入見込みが大きく違いますので、早急に私は、600円設定を議論していかなくていいのでしょうか。

○田口徹観光課長 入館料の関係ですけれども、建てかえ基本構想策定時におきまして、管理運営にかかわる収支の見込みの検討において、入館料収入の平均単価は、現行施設の平均単価におおむね100円を加えた、1人当たり500円として想定して検討してきたところでございます。

本年度において、新施設の料金体系も含め、施設の設置条例の準備を行うことから、その前段で議会のほうとも協議をさせていただきたいというふうに考えておりますが、できるだけ早い段階に協議をさせていただけるよう進めていきたいというふうに考えております。失礼しました。本年度でなくて、新年度に入ってからでした。

○飯田敏勝委員 実際600円を設定していても、議論の中で、500円でなければだめだというようなこともあります。きょう出されている流水館の消費税増税のやつは、520円から500円の、内税か

ら外税に変わったということでありますけれども、そういうことも含めて、これは議論をまた見守りたいと思います。

次に、収入の見込みに大きく影響するテナント料についてです。

現在のテナント料は24万円が計上されています。今回の新しい計画では1,000万円となっています。どのような見込みでこうなったのか。これは1億円の入館料収入とドッキングする形でやっていますので、その辺もちょっと細かくお示ししたいと思います。

○田口徹観光課長 テナント料の関係ですけれども、現在、実施設計において、おおむね基本構想の方向で検討しているところですが、現在の流氷館の貸家料予算は24万円と、それから公社が払う展望台の使用料もありますので、トータルすると約960万円を計上しているところがございます。これは、今言いましたとおり、レストランのほか、売店、振興公社の使用スペースなどの家賃を含んだ額となっております。

新施設におきましても、現在の貸し付け単価の状況と新施設の貸し付けスペースの状況から、おおむね1,000万円程度となるものと見込んでいるところがございます。

○飯田敏勝委員 私が言ったのは新しい施設でのテナント料です。現在の施設の使用料については承知しています。

要するに、現在、振興公社で行っている物販関係のテナント料は公社に入っているということですよ。実際、公社の内訳を見ますと、250万円程度なのですけれども、私は、それらの公社に入っている物販部面のテナント料を、今度、流氷館収入に移したテナント料というような解釈でよろしいのですか。

○田口徹観光課長 テナント料につきましては、公社が行う事業の分ではなくて、今、2階に2軒のお店が入っているかと思えますけれども、そういうような物販をする店のテナント料という意味です。あわせて、公社がやる物販のところの場所代とかは、当然、貸家の使用料としていただく形になります。あと、事務所スペースとかもそうですけれども。

○飯田敏勝委員 今の流氷館と、今度建てかえの流氷館と混同しているのですけれども、私が聞いている1,000万円というのは、新しい流氷館のテ

ナント料ということですか。

これは、今の流氷館の公社が受け持っている部面のテナント料とは違うという、24万円というのはレストラン部門の、去年もここで問題になりました、24万円ということは覚えてはいますが、純粋に見込んだテナント料の1,000万円というのは、新しい計画での1,000万円です。果たしてこれが、1,000万円がどういう形で分けてということについては聞いたかっただけです。今ここでそれを言ってもあれなので、次の質問と絡みます。

管理運営費は7,000万円とあって、計画では20年変わらないものです。私はどうもこの数字が過少な数字だということで、若干、観光のところで、維持管理費の部面で申し上げました。特に、新築に伴う最新の機械類や窓等のメンテナンスや光熱水費、人件費などをどのように算出して、この7,000万円が出てきたのでしょうか。

○田口徹観光課長 運営費の関係ですけれども、現在、実施設計を進めておりますが、おおむね基本構想の方向で進むということで進んでおります。

支出につきましては、流氷体験室の冷却設備に関する光熱水費の影響が大きく、現在、設備の能力等から試算をしているところがございます。

清掃費等その他の管理費につきましては、それぞれ増減はありますが、想定する管理費の中で調整するものとしております。

施設の経年に伴い、大規模な修繕も想定されますが、積立金で賄うことと想定しているところがございます。

○飯田敏勝委員 基本計画から見ると20万人が最高で、あとはずっと下がっていったのです。先ほどの、たしか平賀委員の質問だと、入館者が増加すれば維持管理費がふえると、下がっていったら減るということになると、平成27年度の20万人の7,000万円が最高で、順次下がっていくということなのでしょうか。

○田口徹観光課長 今年度の委託料につきましては、今回の議会におきまして補正させていただきました。運営の関係で、かなり厳しく委託料を見ております。入り込みの数も絞って見ていたために、低くしていました。そこに、ことしは、昨年の当初予算では12万6,000人で想定していた入館者数が、12月の段階で13万2,000人を超えてしまって、実をいうと、今では13万5,000人を超え

るぐらいの勢いで流水館が入っております。そういうことで対応しなければならなかったのですが、この計画の中の、20年で7,000万円というのは、それが変動するわけですが、それは一定のモデルとして動かしていますので、委託料につきましては、ある程度平均的なところで7,000万円という位置づけで設定させていただいているところでございます。

○飯田敏勝委員 先ほどの御答弁の中で、リニューアルで積み立てたものも、ふえていったらやるというのですけれども、20年度が7,000万円です。これから下がっていったら、リニューアルのやつは積み立てられないという矛盾に私は計画の中では陥るのではないかと思います。ちょっと時間がないので、私はこの程度でやめますけれども、いずれにしても、この短い議論の中でも、想定の入館者数も含めて、維持管理だとか収支見込みだけに、非常にアバウトな感じが私は免れないと思うのです。17億円以上もかける施設の各分野での、もう実施設計の段階で、着工目前にしてでの各分野の算出根拠と思われぬような私は感じはするのです。

この特別会計、現在、繰り入れという形で現在持っている特別会計です。リニューアルの償還金も残っています。そういうことから、入館者も今13万5,000人以上いくといいますが、それでも、22年度の13万3,000人を超したにすぎません。そういうことから、よほどの努力もしなければならぬ特別会計ということで、私は厳しい目を向けなければならないということを申し上げて、次に行きたいと思えます。

最後は、水道企業会計です。

昨年度末に値上げして、値上げを含んだ初年度の予算です。25年度の予算審査特別委員会で、破断事故に伴う導水管の更新を前倒しに、一般会計の投入を、繰出金基準を使って行ったらと申し上げました。答えは、ガイドラインを守るということで、国庫補助対象事業について想定されていて、交付税も考慮されていると。国に対して、国庫補助の採択に向けて努力するとありましたけれども、実際どのような努力をしたのでしょうか。

○佐々木浩司施設課長 導水管更新事業に対する国庫補助制度採択の要望活動についての御質問でございますが、平成22年2月と昨年2月、3年間で2度の断水事故を招いた導水管漏水事故が発

生し、早期の更新事業完了が望まれている状況にあります。その財源確保として記載されております国庫補助事業の老朽管更新事業では、水道用鋼管が対象となっていないのが現状でございます。

そのために、昨年6月26日に、厚生労働省水道課へ、網走市単独で水道用鋼管も補助対象になるように要望を行ってまいりました。

この要望の時期につきましては、漏水事故後、できる限り早期に要望したいと考えておりましたが、全国の水道用鋼管の漏水事故状況を受けて、日本水道鋼管協会で過去の技術資料を取りまとめ、厚生労働省へ説明を行うとの情報があったことによるものでございます。

その説明内容には、昭和50年以前に布設された内径700ミリ以下の水道用鋼管の溶接は、現在の技術と比べると裏波溶接棒が完全に普及しておらず、管内面まで完全に溶け込み溶接となっていないため、耐久性に問題があるとのことで、当市の導水管の状況に当てはまる内容でございました。

そのため、6月11日に、鋼管協会の説明から時間を置かない形で要望活動を行ったところでございます。

また、日本水道協会北海道地方支部の要望事項として提案を行い、昨年7月の総会にて承認され、全国の同様の課題を持つ水道事業体とともに、日本水道協会から厚生労働省への要望が行われたところでございます。

今後の国への要望予定につきましては、昨年、導水管漏水事故調査検討委員会の答申が10月に発表されましたが、国及び関係団体に行っている鋼管の補助採択要望を強化することにより、財源確保を行い、できる限り早期に布設がえ工事完了を目指すことと提言されております。

また、昨年の導水管漏水事故調査検討委員会の調査結果及び導水管健全度調査結果が取りまとめられ、要望に対する根拠整理ができたことから、その調査結果を活用いたしまして、再度、3月27日、厚生労働省へ要望する予定でございます。

○飯田敏勝委員 わかりました。

次に移ります。

次は、消費税増税分の転嫁についてです。

ちょっと時間がないので、私は、先ほど平賀委員が言いました、障がい者への割り引き等の減免なのですけれども、旭川市は、代表質問でも旭川

市と出していないのですけれども、転嫁しないでやっている、公共料金や使用料、そのほかに、上下水道料金、旭川で減免制度を使いまして、実際転嫁するものの、減免制度を使ってやると。

これは、生活保護世帯や児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯、そこにまた、障がい者だけ暮らしている世帯、満70歳以上でひとり暮らしの世帯などがあります。

こういうよう減免制度を行っている自治体もありますので、きょうは、これらを参考にしながら、減免制度ですので、これから議論の余地があると思いますので、ここは、ちょっと要望にとどめておきたいと思います。

最後に、条例の改正です。

議案第13号で、水道事業給水条例の一部改正とあります。この中で、私があればと思ったのは、この条例の新旧対照を見ますと、現行では、100分の105を乗じた金額ということが書いています。改正後は、その数字に乘じないで、この文言でいくと、今度10%に上がったときに自動的に、これを出さなくても出せると、15%でも同じだということで、これだと私は議会での議論ができないと。

特に、水道料金になりますと、値上げしてから、今回、4月1日からやった検針の日によって間があくので、経過措置をとると思うのです。本来、本則が改正されて、経過措置があって、規則なりでいろいろ出していくというのが、条例改正のときのいろいろなパターンがあるのですけれども、本来、私は、こういう改正、文言によって自動的に上がるような改正をしないで、やはり100分の108を乗じた額と書くのが、議会で議論できることを保証する本来の役割だと思うのですけれども、いかがですか。

○山崎徹営業課長 消費税は、最終的には消費者に負担を求めることを予定している、国が定めた間接税であると、基本的な性格を有しております。消費税の増税相当分を料金等に転嫁しなければならないというふうには考えております。

そこで、代表質問でも答弁しておりますが、今回の条例改正は、企業会計及び公営企業を目的とする特別会計等で、その事業が受益者負担によって賄われているため、料金への消費税の適正な転嫁は必要な措置であると認識しております。

そういった意味で、企業会計では、今後の税率

引き上げがあった場合でも、適正に転嫁していかなければならないというふうに考えておりますので、この引用方式で問題ないというふうに考えております。

○飯田敏勝委員 それ問題あるのです。なぜかという、間があって、経過措置を置くということは、経過措置で、これだったらもう私たち議会では議論はできないのではないですか、幾ら後からこれしても。

ましてや、網走市の古い歴史というか、消費税導入時、それから3%から5%に上がったときには、原課で議論したと聞いています。最終的には、この方式をとろうとしたのですけれども、最終的には、やはり税率を明記したほうが議会でも議論しやすいし、原課もしっかりとそれに対応できるような努力もしなければならないということも聞いていますけれども、その辺はどうなのか。

○今野哲男水道部長 消費税の改正に伴いまして、当初、3%の消費税が賦課されたときは、使用料に対して内税方式で算定をされたということで、これが3%から5%に、平成9年4月1日から改定されますけれども、この時点では、3%の内税を外して、その外した使用料に対して5%を賦課したと。内税方式から外税方式に変更したというふうに認識をしております。

上水道、下水道、水道関係の使用料では、そのような方式でやっております、外税で5%ということで表現がされたということで、今回、引用するというので、5%の表現が、消費税法の中であらわされる消費税率を引用するというので、条例改正の手續というのがありますけれども、最終的には、企業会計としては転嫁をしていかなければならないので、同等の取り扱いになるのではないかと考えております。

○飯田敏勝委員 私の言っているのは、決して水道だけでないのです。ほかにも全部こういう文言になって、自動的に、議会で審議なり、いろいろ質疑ができなくなるというようなことなのです。それに対してのお答え、水道企業会計のことはわかります。

だけれども、私は、きょうやったのは、全体のやつも含んで、この改正の文言でなしに、100分の108を乗じた金額をしっかりと明記した上で出して、市民の負託を受けた議員が質疑できる文言

に変えなければだめなのではないですかということを行っているのですけれども、どうですか。

○山崎徹営業課長 やはり消費税は、税制改正ということで、それに基づく、今回、条例改正というふうな認識でおりますので、この引用方式というのは問題ないのではないかとこのように考えております。

○飯田敏勝委員 時間過ぎていますがけれども、副市長に聞きます。副市長も市役所は長いので、3%からのときと5%のときは知っていると思います。

これらは全部のことになり、それから、公共料金なり、その他一般会計で今後、公共料金なりが出てきたときに、こういうような文言、やり方でやっていくのか、これを認めると、こういうようなやり方になりかねないと思うので、3%から5%のときに、現行の100分の105を乗じて得た額というものをしっかりと決めた、私はそのとき現役だったと思うので、そういうようなことをどう今後考えていくのか、一般会計の中での消費税のやつもいろいろ出ると思うのですけれども、その辺いかがですか。

○平賀貴幸副委員長 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午後3時05分 休憩

午後3時07分 再開

○平賀貴幸副委員長 再開いたします。

飯田委員に対する答弁から。

市長。

○水谷洋一市長 私から答弁をということでありました。

原課からお答えしたとおりの話であります。消費税ですから、当然それは最終的には消費者に転嫁をしなければいけないということだと思っておりますので、そこは適正に転嫁をしていくということだと思っております。

ただ、さまざまな、前段いろいろな議論があったことについては、議論があったというふうに理解をいたしますが、消費税については、きちんと転嫁をするということ。

そしてまた、今後のことについても適正に転嫁をしなければならないと考えておりますので、今回の条例につきましても、このような引用方式の条例改正にさせていただいたということをござい

ます。

以上です。

○飯田敏勝委員 これ以上はしませんけれども、これからも、私は所属は総務文教委員会なので、閉会中審査も通して、その辺についてもしっかりと議論していきたいと思っております。終わります。

○平賀貴幸副委員長 次。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で、本日の日程であります特別会計、企業会計並びに関連議案1件についての細部質疑を終了いたしました。

本日は、これで散会といたします。

再開は、24日午前10時としますから、参集願います。

御苦労さまでした。

午後3時09分 散会